

A large, stylized yellow map of Japan is positioned in the background, extending from the top right towards the bottom left. The map shows the four main islands: Hokkaido, Honshu, Shikoku, and Kyushu, along with several smaller islands.

通商、投資への改革

日本の商環境に関する EBC 報告
2004 年

欧州ビジネス協会

通商、投資への改革
日本の商環境に関する EBC 報告書
2004 年

欧州ビジネス協会

欧州ビジネス協会

EBC は下記の在日欧州商業会議所の通商政策機関である：

Austrian Business Council
Belgium-Luxembourg Chamber of Commerce in Japan
British Chamber of Commerce in Japan
Danish Chamber of Commerce in Japan
Enterprise Estonia
Enterprise Ireland
Finnish Chamber of Commerce in Japan
French Chamber of Commerce and Industry in Japan
German Chamber of Commerce and Industry in Japan
Hellenic Foreign Trade Board
Iceland Chamber of Commerce in Japan
ICEP (Portugal)
Italian Chamber of Commerce in Japan
Netherlands Chamber of Commerce in Japan
Norwegian Chamber of Commerce in Japan
Spanish Institute of Foreign Trade
Swedish Chamber of Commerce and Industry in Japan
Swiss Chamber of Commerce and Industry in Japan

Executive Operating Board

Chairman:

Richard Collasse

Vice-Chairmen:

Michael Otter (Austria)
Duco Delgorgue (Belgium/Luxembourg)
Philip Gibb (Britain)
Torben Henriksen (Denmark)
Erik Ullner (Finland)
Michael Lachausse (France)
Gerhard Schlosser (Germany)
Maurizio Fasce (Italy)
Pieter Elbers (Netherlands)
Trond Varlid (Norway)
Hans Porat (Sweden)
Andre Zimmermann (Switzerland)

Executive Director:

Alison Murray

Policy Director:

Casey Sedgman

Communications Manager:

Yoko Hijikuro

EBC について：

欧州ビジネス協会（EBC）は欧州 18 ヶ国の在日商工会議所・ビジネス協会にとっての通商政策部門であり、1972 年に設立されて以来、在日欧州企業にとっての通商・投資環境の改善を目指し、活動を続けている。

EBC の会員は法人と個人を合わせ現在 3,000 を超しているが、会員はすべて各国の商工会議所に所属し、日本で活動している。会員企業の中で約 350 社が、EBC の 26 の産業別委員会に直接参加をし、多岐にわたる産業セクターにおいて日本の商環境の改善を目的に努力をつづけている。

EBC は、世界の主要経済地域であり日本にとって重要な貿易パートナーである欧州の諸企業の共通の立場を代表し、会員の合意に基づいた政策に従って発言をしている。

EBC はまた、駐日欧州委員会代表部および欧州各国の大使館と緊密に協力し、政策に係る提案の調整や、日本市場における欧州企業の事業活動の円滑化に向け努力を重ねている。

EBC の組織や活動に関する詳しい情報をお知りになりたい方は、下記の EBC 事務局までご連絡ください：

欧州ビジネス協会
〒102-0075
東京都千代田区三番町 6-7
三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222
Fax：03(3263)6223
Eメール：ebc@gol.com
ホームページ：http://www.ebc-jp.com

通商、投資への改革

日本の商環境に関する EBC 報告書 2004 年

著者・編集者：Casey Sedgman

© 2004 年欧州ビジネス協会

All rights reserved

発行者：欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F
電話：03(3263)6222 Fax：03(3263)6223
Eメール：ebc@gol.com
ホームページ：http://www.ebc-jp.com

目次

会長からのメッセージ.....	4
事務局長からのメッセージ.....	5
はじめに.....	8
ビジネス関連	
人的資源.....	12
知的財産権.....	14
小売.....	16
E-コマース.....	18
法律サービス.....	20
税制.....	22
金融サービス	
資産運用.....	26
銀行業務.....	28
保険.....	30
運輸・通信	
航空会社.....	34
海運.....	36
電気通信サービス.....	38
電気通信機器.....	40
医療・衛生	
動物用医薬品.....	44
臨床検査機器・試薬（体外診断）.....	46
医療機器.....	48
医薬品.....	50
消費財	
化粧品.....	54
切花.....	56
食品.....	58
酒類.....	60
産業	
自動車.....	64
自動車部品.....	66
航空.....	68
宇宙.....	70
防衛.....	72
建設.....	74
産業用材料.....	76
環境技術.....	78
補遺	
Blue star sponsors.....	82
Special sponsors.....	89
Sponsors.....	90
Supporters.....	92
Executive operating board.....	93
National chambers.....	94

会長からのメッセージ

日本の商環境に関する EBC の年次報告書が今年も刊行の運びとなり、誠に喜ばしく思います。

対日直接投資額倍増を目指す小泉首相の 5 ヶ年計画は 2 年目を迎えていますが、これまでのところ、成果はまちまちとなっています。日本の景気は昨年来かなりの回復を見せているにもかかわらず、対日投資は減少しています。

欧州の観点から見ると、こうした状況はやや矛盾をはらんでいます。多くの有名欧州企業は相変わらず順調に日本でビジネスを展開し、日本経済に相当の価値を付加しています。しかしその一方で、日本市場への参入や参入後の事業拡大にからむ高いコストに嫌気が差す企業も依然数多くあります。これは、日本経済の成長・発展にとっての「失われた機会」をなしています。

日本が依然、高い所得水準と高い貯蓄率をもつ世界第 2 位のマーケットであることは否定しようのない事実です。日本人は高学歴で、好奇心に満ち、新しい製品やアイデアを渴望しています。日本は先端技術と製造プロセスの世界的リーダーと認められています。

しかし日本は、国際化の拡大に対処するための経済構造の近代化に手間取ってきました。これこそ、外国人投資家がアジア地域のより活力に満ちた国々へとますます目を転じる原因となっているもう 1 つの現実です。

日本政府は、小泉首相の不変の意欲のもと、日本の景気回復を真に助ける通商・投資機会の改善努力に取り組んでいます。EBC は、財政の地方分権や民営化といった分野で改革課題を推進してきた小泉首相の明解さと決意のほどに感銘を受けています。

日本政府は、外国人投資家が日本の複雑に入り組んだ規制のジャングルをかき分けて進む手助けをするいくつかの対策をすでに講じており、私は、日本の行政府全体における改革を促進してきた内閣府対日投資会議 (JIC)、経産省、ジェトロ、ならびに多くの都道府県知事に対し感謝の意を表したいと思います。

しかし、改革のペースを速め、改革の規模を拡大するためにやらなければならないことはまだまだあります。EBC は毎年、日本の規制環境の効率を改善するための提言を数多く行います。こうした問題点の多くは何年も前から EBC 報告書に記されてきました。金融庁、財務省、農林水産省、厚生労働省といった省庁がこうした問題点を是正する断固たる処置をとらない限り、海外からの投資が日本で本格的に拡大し始めることはないでしょう。

今年の報告書は、対日投資がやるだけの価値あるものであることを外国人投資家に納得させるにはさらなる改革が必要であることを強調するため、「通商、投資への改革」と題されました。

リチャール・コラス
会長、欧州ビジネス協会
(シャネル株式会社社長)

事務局長からのメッセージ

欧州ビジネス協会（EBC）は、5年連続の刊行となる2004年版の白書刊行を誇りに思います。「通商、投資への改革：日本の商環境に関するEBC報告書2004年」と題された本報告書は、日本における欧州企業の発展を妨げている未解決の問題にハイライトを当てています。

本報告書の作成はいつもながら大変な取り組みです。本報告書は、健全でオープンな商環境を実現するという共通の念願をもった、広範囲の専門領域にわたる何百人もの人々の見解を総合するものです。この念願の目標は、2008年までに海外から日本への直接投資を倍増させるという小泉首相と日本政府が表明した願望を考慮するなら、なおさら重要です。本報告書は、EBC自体と同じように多様な加盟国を代表するものですが、それでも、様々の主要な問題に関し、声を一つにして語っています。以下のページには、ここ日本の「現場」での集団的な経験に基づいたEBCの意見、懸念、提言が記されています。

総じてEBCは、より大胆な改革プログラムを提言しています。2008年までに海外からの直接投資を倍増させるという野心的な目標を達成するには、公共サービス提供への民間部門の参加拡大、医療等のきわめて規制の多い分野におけるビジネス開発増大、国境を越えた企業再編成の促進を図るための断固たる処置が必要です。

今年度版EBC白書の作成には、多くの方々および団体から特筆に値する貢献をいただきました。

まず、いつも時間と労力を惜しまずEBCの各委員会をサポートしていただいたEBC会員各位にお礼申し上げたいと思います。会員各位の業界経験から引き出された貴重な洞察なくしては、本書の製作は不可能でした。専門知識およびEBCの活動のサポートを提供していただいた駐日欧州委員会代表部ならびに在京欧州各国大使館にもお礼申し上げたいと思います。

本書のための資料の編纂、本文の執筆・編集、レイアウトのデザインなどいくつかの仕事を見事にこなされたEBCの政策ディレクター、ケーシー・セジュマン氏のご尽力は賞賛に値するものです。同氏のご功労のお陰で、在日欧州企業に影響を及ぼす問題点を取り上げた重要な参考資料として役立つ本書を提供することができました。

最後として、多くのEBC会員から惜しみない財政的貢献をいただくことができました。そのお陰で、本報告書の作成が可能となりました。本書巻末のスポンサーおよびサポーター・セクションにこうした支援者を列記できますことをEBCはこの上なく誇りに思います。

EBCは、日本政府と欧州ビジネス界との間で育まれてきた緊密な関係を高く評価するとともに、日本市場への信頼の醸成のため今後とも邁進する所存です。それに応えて、日本政府が日本経済の有意義な改革へのコミットメントをさらに強化することをEBCは願ってやみません。

アリソン・マリー
事務局長
欧州ビジネス協会

はじめに

はじめに

対日直接投資の促進

経験が示すところでは、海外からの投資は経済開発に大きく貢献する。経済は、競争拡大、生産性向上、イノベーション増加をもたらす経済的刺激から恩恵を得る。企業は、グローバル経済の市場と資源へのアクセス拡大から恩恵を得る。人々は、新たな雇用機会と、競争価格の革新的製品/サービスへのアクセスから恩恵を得る。

日本にとって、海外からの投資は目下、「失われた機会」をなしている。日本のFDI（外国直接投資）受入額は、先進工業国中、最低級であり、対GDP比で平均1%そこそこにとどまっている。

この事実には日本政府も気付かないではない。小泉首相は2003年の通常国会冒頭の施政方針演説で、2008年までに対日投資を倍増させるという目標を表明した。この政策構想に呼応して政府は投資促進活動を刷新し、外国人投資家のための「ワンストップショップ」を開設するとともに、セミナーと広告を通じ海外促進活動を拡大した。対日投資の助けとなる環境の創出にも力を入れている。

小泉首相の大胆な政策発表から2年近くが経過した。日本政府の最善の努力にもかかわらず、この間に対日FDIの流れは10%近く減少している。

かねてからEBCは、日本の基本的な投資ファンダメンタルズが改善しない限り、長期平均で見て、対日投資が伸びることはないと主張してきた。日本は、高学歴の労働力と先端技術を有する豊かで魅力的な市場である。しかし、ビジネスを行うにはコストと時間のかかる場所でもある。投資に対する相応の収益を求める投資家は依然、アジア地域の他の国々に目を向けている。

断固たる処置の必要性

対日投資の誘致に本腰を入れて取り組むつもりなら、日本は、海外からの投資を歓迎する意向、および外国企業の日本市場参入と日本市場に足場を築いたあとのビジネス・チャンス追求の両方を一層容易にする断固たる処置を進んでとる意向を諸外国に明示しなければならない。

最近の多くの政策決定は、外国人投資家にどっちつかずのメッセージを送ってきた。たとえば:

- 2003年には、資本金や人件費といった外形標準要素が法人事業税に導入された。事業立ち上げ当初の時期に利益を出す企業はほとんどなく、法人事業税の外形標準部分から余分の税負担は新規事業への投資に水を差すことになる。
- 経産省は、外国企業による乗っ取りに対抗する付加的な手段を日本企業に与えるため、関連の会社法に「乗っ取り防止策」を導入することを意図している。
- 医療機器、診断薬、医薬品の償還価格はここ数年間に劇的に低下している。この状況が続けば、医療・衛生分野のメーカーが新製品開発に投資し革新的な新技術を日本に導入することはますます困難になるだろう。
- 独占禁止法改正は、日本の競争政策の強化を目指していた公正取引委員会の原案より大幅に弱められた形となった。

はじめに（続き）：

規制改革

規制改革構想は、保険や電気通信といった目立った分野を始め、日本経済の多くの分野の商環境に顕著な改善をもたらしてきた。しかし、医療サービス、農業、教育を始めとする、日本経済の多くの分野は依然、新規参入者にとって事実上閉ざされたままとなっている。

「規制緩和」がなされた分野ですら、根強く残る透明性と明確性の欠如に悩まされており、企業が日本におけるビジネス決定の結果を正確に予測することは困難となっている。潜在的に不都合な法律上の結果を恐れて、企業が事業の再編成や新しい分野におけるビジネス・チャンスの追求をためらうようになるため、これは投資環境に悪影響をもたらす。EBCは、規制の透明性と、各業種にわたる規則の一貫性ある適用を推進するため、監督当局側の継続的な監視を要望する。EBCは、日本の標準および適合性評価慣行と、他の先進工業国で広く用いられている慣行とのさらなる整合化も奨励する。こうした分野におけるさらなる改革は、日本市場への新たな製品の導入にからむコストの削減を助け、事業拡大にとっての大きな障壁を取り除くことになる。

EBCは、画期的な「構造改革特区」等の構想や、規制改革・民間開放推進会議の継続的な取り組みを心強く思う。しかし、改革の遅々としたペースには依然失望している。日本にはたとえば、欧米で一般に使用され、FAO/WHO合同食品添加物専門家委員会（JECFA）から安全と認められているにもかかわらず、日本国内で使用が認められていない食品添加物が多数ある。2002年12月、厚生労働省はこうした食品添加物の46種類についての優先的審議プロセスに着手した。だが、このプロセスがスタートして2年近くになるが、認可されたものはまだ1つも無い。

改革が所期の効果を達成するに至っていないケースもある。たとえば酒類小売業免許は、2001年1月1日と2003年9月1日にそれぞれ施行された最低距離基準と人口基準の廃止によって規制緩和がなされた。しかし、ますます多くの地域が、規制緩和から既存の小売業者を保護することを狙いとした暫定的（であるはずの）措置のもとで「緊急調整地域」に指定され、こうした地域では新規免許の発行（または既存免許の譲渡）は行われていない。

さらにまた、改革は往々、国際的な視点を欠いている。たとえば日本の市中銀行は、2002年以降、信託業と銀行業に同時に従事することを認められている。こうした改革は、外国銀行の支店には適用されない。次期国会での成立が予想される信託業法の改革は、信託に置くことのできる財産の種類を拡大するとともに、信託業に従事できる法人の種類を拡大することになっている。こうした改革は外国銀行の支店には適用されない。こうした動きをみる限り、日本における通商・投資のオープンな環境の確立にける日本政府の意気込みを疑問視せざるを得ない。

国境を越えた企業再編成

かねてからEBCは、国境を越えた合併・買収と対日投資拡大を促進する改革を提唱してきた。合併・買収はすでに対日直接投資の最大部分をなしており、国境を越えた企業再編成を容易にする日本の会社法および税法の改正が実施されたなら、合併・買収投資額が大幅に増加するものとEBCは確信している。日本企業との「三角合併」に際して自社株を対価として用いることを外国企業に認める商法改正は、次期国会で成立すると予想される。

EBCはこの改革案を支持する。とはいえ、たとえこの改革が実施されても、日本で可能な国境を越えた企業再編成の種類が海外の同等の法域の場合より依然としてかなり少ないことをEBCは指摘しておく。なおいっそう懸念されるのは、改正された商法のもとで認められる新しい種類の国境を越えた株式交換を財務省がどう取り扱うかである。適格組織再編成の状況において日本企業同士の再編成に目下提供されている措置である未実現キャピタルゲインの課税の繰延規則が、国境を越えた株式交換にも適用されることが肝要である。

民間委託

EBCは、従来公共部門に牛耳られていた分野への民間部門の参加拡大を目指した最近の政策構想を心強く思う。日本郵政公社の民営化は、こうした構想のうちでも最も目立つものだろう。EBCは、規制改革・民間開放推進会議等の組織を通じて、官主導市場への民間部門の参加拡大促進面で前進がみられていることにも注目している。

EBCは、PFI（民間資金等活用事業）やPPP（官民協力手法）の利用を拡大することによって、日本政府が対日投資のための強力な新しいインセンティブを生み出しうると確信している。欧州企業は、伝統的に公共事業体によって出資、建設、管理、運営がなされていた分野であるインフラ開発、医療、教育、水処理、廃棄物管理といった分野における民間委託ソリューションの提供面でこれまで大きな力をもってきた。

公共部門の債務水準上昇を考慮するなら、代替的調達手法にとって、日本は多大の可能性を秘めている。EBCは、政府および地方自治体によるPFIとPPPの利用拡大を図ることを日本政府に要望するとともに、おそらく水管理等の分野における「デモンストレーション」プロジェクトを通じ、この方面での欧州との協力拡大を奨励する。

本報告書の構成

本報告書は、広範囲にわたる業種および事業分野を扱う29の章からなっている。各章は、一連の提案と、過去1年間にみられた進展の評価からなっている。

本報告書で扱われている分野の多くでは、ほとんど進展がみられておらず、提案は従来の年とほとんど変わっていない。長年にわたり懸念されてきた問題点としては、以下がある。航空運賃の料金設定と販売メカニズム（「航空会社」、p. 34～35参照）、偽商品（「知的財産権」、p. 14～15参照）、移転価格（「税制」、p. 22～23参照）、金融サービス業におけるファイアーウォール（「銀行業務」、p. 28～29参照）、食品添加物（「食品」、p. 58～59参照）、医薬部外品（「化粧品」、p. 54～55参照）、商品・製品承認（「保険」、p. 30～31、「建設」、p. 74～75、「医療・衛生」、p. 44～51参照）。

より活発な動きがみられた分野もある。こうした分野には、以下がある。郵政民営化（「保険」、p. 30～31参照）、相互接続料の新しい算定方法（「電気通信サービス」、p. 38～39参照）、食品安全委員会の設置（「食品」、p. 58～59、および「動物用医薬品」、p. 44～45参照）、企業再編成および合併・買収（「税制」、p. 22～24参照）、薬事法改正（「医療・衛生」、p. 44～51参照）、日本における法律サービス慣行の自由化（「法律サービス」、p. 20～21参照）、スーパー中樞港湾構想（「海運」、p. 36～37参照）、医薬品開発データの知的財産権保護（「医薬品」、p. 50～51参照）。

ビジネス関連

人的資源
知的財産権
小売
E-コマース
法律サービス
税制

人的資源

提言の要旨：

■ 年金

- 提案**
1. 確定拠出型（DC）年金制度を、非課税拠出水準の引き上げ、マッチング拠出（上乘せ拠出）の許可、年金積立金に照らした年金加入者の借入許可によって改善すべきである。
 2. すべての主要貿易相手国と可及的速やかに社会保障協定を締結すべきである。
 3. 日本の公的年金制度への強制拠出は、脱退する外国人とその雇用者に全額払い戻されるべきである。
 4. 外国の年金制度への拠出に対しても、日本の年金制度への拠出の場合と同じ税控除が適用されるべきである。

- 現在の状況**
1. 進展なし。厚生労働省は拠出水準の引き上げを支持しているが、この改革に対する財務省からの支持をまだ取りつけていない。
 2. 遅々とした進展。ベルギー、フランス、英国、ドイツ、米国、韓国との間で、社会保障協定が交渉中または締結済みとなっている。
 3. 進展なし。日本の年金制度への強制拠出についての払い戻しは、脱退する外国人については最高3年 / 1,416,000円が上限となっている。残りはすべて没収される。
 4. 進展なし。外国の年金制度に加入している外国人は、拠出時に給付が発生するという理由で、外国年金制度に対してなされた拠出に対して課税される。そうした給付は退職時に再び課税される公算が大きいにもかかわらず、である。

■ 解雇

- 提案**
- 管理のフレキシビリティと経営効率を向上させるために、解雇に適用される規制をさらに明確化すべきである。経済的理由による解雇の容認可能な根拠を規定する具体的な規則を導入すべきである。

- 現在の状況**
- 進展なし。解雇を可能にするために2003年6月に労働基準法が改正されたが、何をもって解雇に対する妥当な補償とみなすかを含め、解雇に関する具体的な基準は定めなかった。

■ 派遣社員に適用される規制

- 提案**
- 人材派遣会社を取り扱うことのできる職種に適用される規制をさらに緩和すべきである。

- 現在の状況**
- 若干の進展。2003年の労働基準法改正は、派遣社員の職種の数を増やし（製造分野の職種が初めて含まれた）、26種類の職種に関して3年間の一時的雇用年限を廃止し、その他の職種に関しては許容雇用契約期間を1年から3年へと延ばした。

背景：

EBC Human Resources Committee Member Companies

Action Japan
Baring Asset Management (Japan)
Bayer
Cambridge Transearch International
Chanel
DaimlerChrysler Japan
Danfoss
Givaudan Japan
Heraud & Associates
JAC Japan
LogicaCMG
Nokia Japan
Oakwood
Orrick, Herrington & Sutcliffe
Panache
Siemens-Asahi Medical Technologies
Soka University

人的資源管理

グローバルな経済的圧力と日本のビジネス環境内での状況変化は、労働者の質と管理効率の改善に一層重点を置いて人的資源管理慣行を見直すことを企業に迫っている。効率的、費用効果的なやり方で人的資源を管理する企業の能力は、最終的には日本経済の健全さに影響を及ぼすことになる。

日本でビジネスを行う欧州企業が直面し続けている最大の問題の1つは、日本での事業のために国際的に適格な日本人社員を確保することである。あいにく、日本の教育および資格証明制度は、とりわけ法律サービス、エンジニアリング、バイオテクノロジー、財務会計、ITといった分野における技能に関し、能力水準とますますグローバル化する現代の経済における雇用者のニーズとのギャップ拡大に効果的に対処しない。さらにまた、中堅専門職者の市場がまだ十分に発達していない。ほとんどの欧州企業は中途採用に依然大きく依存して雇用ニーズを満たしているため、これは欧州企業の日本での拡大を妨げている。EBCは、ITおよび言語教育の増大、実務研修等の手段を通じての課外職業体験活動の推進、学齢層における起業家精神の奨励を旨とした文部科学省の構想を支持する。

解雇

EBCは、2003年6月に改正された労働基準法の「後続」ガイドラインを作成する際に再編および解雇状況における使用者と労働者の権利と責任を明記することを日本政府に要望する。この新法自体は、長年にわたり日本の裁判所が一貫性なく適用してきた「解雇権濫用法理」等の法理をきわめて一般的な表現で法律規定化する一方で、（これまで解雇問題について口を閉ざしてきた）労働基準法と（労働者を解雇する使用者の権利を認めた）民法との食い違いを是正する以上のことは何もしていない。EBCは、こうした法律面の不確かさの持続が、日本のビジネス環境の状況変化に企業が速やかに対応することを困難にするという点を強調しておきたい。企業が潜在的に不都合な法律上の結果につながることを恐れて事業の再編成をためらうことになると、これは投資環境にも悪影響を及ぼす。

年金

今年に入って年金制度改革案が小出しにされて以降、日本では年金改革がホットな話題となっている。EBCは、強制加入の厚生年金制度と国民年金制度の一本化の可能性や、確定拠出型年金制度を被雇用者・雇用者双方にとってより魅力的なものにするためのこの制度のさらなる改革を含め、日本の年金制度のより包括的な見直しを支持する。EBCはまた、社会保障政策面でもよりグローバルな見方をとることを日本政府に奨励する。二重の年金コストをなくす二国間社会保障協定を可及的速やかに締結すべきである。日本で働く外国人労働者に関する規定もよりフレキシブルにすべきである。たとえば、脱退する外国人への日本の社会保障拠出の払い戻しに対する制限を撤廃することによって。最後として、国内の年金制度への拠出が目下受けている税控除を、外国の年金制度への拠出にも提供すべきである。

ビザおよび労働許可

EBCは、日本で活動する小規模事業主に関するビザ要件を自由化することで海外からの投資をいっそう促進しうることにも注目している。また、専門技能をもちながら大学の学位をもたない若者は、日本での就労用ビザを取得するために必要な10年間の経験要件を満たさない場合が多い。この要件は、企業がこうしたグローバルな人材プールを活用することを妨げる。

知的財産権

提言の要旨：

■ 水際規制

提案 輸入者は、国内に持ち込まれる商品の真正性について一層大きな責任を負わされるべきである。権利者は、司法的手段を通じ、日本の水際での知的財産権侵害疑義物品の輸入差止手続に介入する権利をもつべきであり、立証責任は輸入者と権利者の間で分担されるべきである。輸入差止申立手続も、たとえばインターネットによる画像送信導入などによって改善すべきである。

現在の状況 大幅に進展。2004年4月1日、日本の税関は、輸入品の認定手続開始時点に輸入申請者と権利者への互いの氏名と住所の開示を認める制度をスタートした。この手続は、侵害物品の輸入者に関する情報を入手することを権利者に認める。したがって権利者は、この情報を用いて、侵害物品流通網についての調査を行ったり、法的措置をとったりできる。しかしながら、認定手続は依然、行政プロセスであるため、問題を民事裁判に持ち込むことはできない。

■ インターネット上の偽商品

提案 インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）は、知的財産権侵害疑義物品の削除責任およびそれに関する情報の開示責任をより明確に負わされるべきである。ISPは、侵害常習者に対し一層厳しい処置をとることを義務付けられるべきである。

現在の状況 改善の兆し。インターネットは日本国内で偽商品をさばくための手軽な方法ともなっており、この問題は拡大しつつある。さらにまた、法律の曖昧さは、ISPが個人情報を提供することを困難にしており、このことは、権利者が侵害疑義物品を追跡して民事訴訟を起こすことを困難にしている。2004年5月27日、日本政府は「知的財産推進計画2004」の中で、「インターネットオークションサイト等の管理者による出品者の本人確認の徹底、権利を侵害している出品物のサイトからの削除等を円滑にする方策等取締りの強化の方策」をとることを明らかにした。EBCは、具体的な方策がどのようにとられるかに注目することにしている。

■ 意匠法と不正競争防止法の解釈

提案 意匠法のもとでの意匠保護は、出願料金を引き下げ、審査手続を近代化することによって、より手頃かつオープンにすべきである。関連意匠および優先権書類に関する欧州の規則との整合化は、登録プロセスの簡易化を助けるだろう。日本の裁判所も、意匠法のもとでの意匠の類似性の解釈により厳格なアプローチをとるべきである。

現在の状況 進展なし。日本での意匠登録にかかる費用は依然高い。外国意匠の出願に関する厳しい基準は、意匠保護を困難にする。しかも、日本の裁判所は依然として、意匠法のもとでの模倣品の解釈面できわめて狭い見方をしており、些細な変更があるだけで、模倣品はデッドコピー（丸写し）と認定されることを免れるため、法律の本義を奪い去る結果を招いている。

日本における知的財産権の保護強化

2002年2月の小泉首相の施政方針演説の後、日本政府は知的財産戦略会議を設置し、2004年5月に「知的財産推進計画2004」を発表した。日本政府はこの計画の中で、模倣品を速やかに厳重に取り締まるとともに、とりわけ模倣品の所有者ならびにインターネット・サービス・プロバイダのオークション管理者に対する取締りを行う意向を表明した。

この政府構想は、いくつかの目に見える成果を示しつつある。たとえば、2003年4月1日に施行された関税率法改正は、知的財産権侵害疑義物品の輸入を水際で差し止めてもらうことを企業が税関当局により容易に申立てできるようにした。2004年4月1日の同法改正により、権利者は侵害疑義物品の輸入者に関する情報を入手できるようになっている。

EBCはこの政府構想を強く支持する。しかしながら、こうした好材料にもかかわらず、模倣品は依然、日本におけるきわめて深刻な問題となっている。パチンコ店で流通されるイタリアのブランド商品はほぼすべてが模倣品と推定される。改善の兆しにもかかわらず、オークション等のサイトを通してインターネット上で販売されるブランド商品の半数以上は偽商品である。下記の構造的諸問題は、日本の当局がこの問題に効果的に対処することを阻んでいる

- 欧州とは異なり、日本では並行輸入が認められている。外国の供給業者や日本の輸入業者はしばしば、並行輸入の名目で偽商品を流通させる。
- 刑事責任を立証するには、警察は侵害者が模倣品と知りつつ商品を扱ったということを証明する必要があるため、模倣品にからむ明白な事件でさえ、日本の当局が訴追することは難しい。
- 欧米では、真正性の認定や輸入差止申立の修正のためにインターネットによる画像送信を用いる技術が導入されている。日本では、政府はそうした革新的なシステムの導入に積極的ではない。権利者による現行の認定手続は、疑義物品を差し止めた税関事務所に直接出向くことを権利者に原則として義務付けており、これは輸入差止申立の管理上の負担を増大させる。
- 現行の商標法は「非商業」目的での偽商品の所持を禁じていないため、「個人使用」目的で模倣品を郵送または手運びで日本に輸入することができる。この抜け穴は、発覚のおそれを減らすために偽商品を小分けにして輸入する商業輸入業者や、日本市場で模倣品を販売するために同様の方法を用いる外国の輸出業者によってますます悪用されている。
- 権利侵害容疑に関連した個人情報開示に関するISPの責任は、日本の法律では十分に規定されていない。その結果、民事訴訟を起こすために必要な、権利侵害容疑者に関する個人情報を権利者がISPから入手することは困難となっている。
- 権利侵害の疑いのあるものがないかどうか絶えずウェブサイトを監視することは権利者にとってきわめて手間のかかることである。関係の商品数を考慮すると、インターネット上での模倣品の販売と闘うために司法手段に頼ることは実際的ではない。
- 特許法商標法の先頃の改正にもかかわらず、権利者に裁定される損害賠償額は依然あまりにも少額であり、権利侵害の影響の大きさを反映しておらず、侵害者に権利侵害抑止力をもたらしていない。

EBCは、知的財産権問題に取り組んでいる日本の様々の機関に対し、この嘆かわしい状況を打破することを目指した具体的な対策を導入するよう要望する。

小売

■ 日本の小売環境

はじめに

日本の小売分野への新規参入者は大きな難題に直面する。新規参入者は、顧客価値を高める為の価格引下げ、優れた商品の開発、総額表示の義務付け（2004年4月）、酒類小売業免許の改正（2003年9月）、国内大手小売企業の継続的再編といった、市場の構造変化に対応しなければならない。こうした課題があるにもかかわらず、EBCは依然、小売分野における成長の展望を前向きにみており、以下に要約する分野でさらなる進展があるものと期待している。

■ 大規模小売店舗立地法（大店立地法）

提案

大店立地法のもとで地方自治体に申請される事業免許申請は、公正且つ一貫した手法で処理されるべきである。新規小売店舗の開設を目指す申請者に課される行政管理上の負担は、法律の本義に沿って軽減されるべきである。

現在の状況

限られた進展。大店立地法に定められた規定に基づき新規店舗届出時期と場所を規定する明確な規則がない。当局への届出の時期は、届出者によって異なっており、大店立地法と建築許可との間には手続上関連が見られない。企業によっては、プロジェクトの期間を短縮するため、事後に計画の変更が必要となるリスクを企業自身が背負った上で、説明会の開催前に着工するところもある。一方で、より同法の趣旨を尊重し、説明会開催後計画が確定するのを待って着工する企業もある。市場に新規参入する企業や、出店地域の認識度や人脈に乏しい企業は、こうした状況下では、日本国内の競合他社に比べ不利となる。多くの場合、地方自治体は届出者に新たな条件も課して、大規模店舗新設の手続を一層複雑化させてきた。これは、同法の指針が明確でなく地方自治体の担当者により異なった解釈がなされる場合に起こりがちである。又、環境影響評価（EIA）を必要とする政令指定都市における大店立地法の届出手続は一層複雑である。大店立地法、環境アセスメント、建築許可の申請内容には類似したところもある。EBCは、当該各法の手続について無用な重複をなくすよう、これら許認可申請手続き等に関し、所轄各省庁が協調し対処していただけるよう要望する。

■ 酒類小売業免許

提案

「緊急調整地域」を廃止すべきであり、企業は、大型店舗酒類小売業免許の失効を待つことなく、新しい免許制度のもとでより広範囲の酒類販売を可能にする酒類小売業免許を申請できるべきである。酒類小売業免許制度の先頃の自由化は、卸売業免許にも拡大されるべきである。

現在の状況

進展なし。2001年に始まった規制緩和は、日本における酒類販売業免許を徐々に自由化してきた。あいにく、規制緩和から既存の酒類小売業者を守ることを意図した暫定的（であるはずの）処置のもとで「緊急調整地域」に指定された地域が増えている。こうした地域では、「緊急調整地域」扱いが解かれるまで、新規免許の発行または既存免許の譲渡は行われない。地域の「緊急調整地域」扱いが1年ごとに更新されるなら、外国企業は日本への投資面で大きなリスクを負うことになる。

提案の要旨（続き）：

EBC Retail Committee Member Companies

CARAN d'ACHE Japan
Carrefour Japan
Chanel
Club 8 Company
Copyrights Japan
Danfoss
DHL Japan
Exel Japan
IKEA Japan
Land Development International
Nestle Japan
Tesco Japan
Tozai Group

現在の状況
(続き) さらに悪いことに、限られた範囲の酒類販売を可能にする大型店舗酒類小売業免許をすでに有している企業は、現有の免許が失効するまでは、より広範囲の新しい酒類小売業免許を申請することができない。大型店舗種類小売業免許が「緊急調整地域」におけるものである場合、より広範囲の酒類小売業免許の申請は却下される。

EBCは、卸売活動に関する酒類販売業免許の規制緩和がなされていないことに注目している。

■ 食器類の輸入にからむ規制の負担

提案 食品衛生法のもと規制される輸入食器類の申請手続に関して、EUやその他の諸国で設けられているものと同様の輸入手続を導入し緩和すべきである。輸入認可の有効期間を1年から5年へと延長すべきであり、同様の材質を使用しているが、異なるサイズ分類に該当する食器類について、輸入者が別途輸入申請と検査書を提出するという要件は、食品衛生とはほとんど無関係であるため、それに関する申請を簡素化または全廃すべきである。又、異なる色/材料の製品について、別途申請および検査が義務付けられており、規則を緩和すべきである。色や材質の多くは何ら健康上危険をもたらさないため、輸入者は、時間とコストのかかる検査なしに、こうした材料を含んだ製品を輸入できるべきである。

現在の状況 進展なし。輸入食器類には食品衛生法が適用され、その認可取得手続は非常に複雑である。同じ材料を使用した製品であってもサイズが異なれば、別々に申請手続を行わなくてはならず、これは輸入食器類のコストを増大させる。しかも、各製品タイプごとに各々手数料を支払わねばならず、時間とコストのかかる輸入手続手順になっている。その上、輸入認可の正式有効期間はわずか1年間である。

EBC小売業委員会は目下、日本の輸入手続を簡素化するためのより具体的な提案群を策定することを目的として、諸外国における輸入規則に関する調査を行っている。

■ 消費税

提案 EBC小売業委員会は、日本における消費税政策に関し、強く警戒を促す。

現在の状況 新たな問題点。総額表示への変更は、近い将来の消費税引き上げの前触れと広く考えられている。EBCは、日本における消費税の導入とその後の引き上げが、日本経済ととりわけ小売業界に、即時的かつ永続的な悪影響を及ぼしたことに注目している。消費税のさらなる引き上げは、すでに弱体化し低迷している日本の小売環境に有害な影響を及ぼすことになるであろう。

E-コマース

提言の要旨：

■ ユーザーの信頼の促進

提案 EBCは、「e-Japan」等の構想や、商取引のセキュリティおよび個人情報の保護に対する不安を和らげることを目的とした包括的な規制の枠組みの効果的な実施を通じて、日本でビジネスを行う目的でのインターネット利用に対する信頼を促進しつづけることを日本政府に要望する。その一方でEBCは、ビジネス開発や商慣行を妨げることなく個人情報の取得・管理・使用を規制することの重要性を強調したい。

現在の状況 着実な進展。企業と個人が安心してインターネットを商取引に利用できる環境作りは、日本におけるe-コマースのさらなる発展にとっての最重要課題である。個人情報の保護について規定する新しい法律が間もなく施行される。EBCはこの構想を支持するが、法律が明確さを欠くことで、責任に関する諸問題が生じることを懸念している。

■ 販売活動の規制緩和

提案 EBCは、企業が顧客へのサービス提供にインターネットをもっと活用できるよう、保険や国際航空輸送といった分野における販売活動の規制緩和を継続するよう日本政府に要望する。

現在の状況 これらの分野では限られた進展。いくつかの法律・規制面の障害が依然、保険および国際航空輸送分野におけるインターネットによる販売（およびアフターサービス）の発展を妨げている。

■ グローバルなアプローチ

提案 EBCは、電子署名認証に対するグローバルなアプローチの展開面で国際社会との協力を継続し、課税等、インターネット販売に影響を及ぼす他の分野においてさらに協力するよう日本政府に要望する。

現在の状況 日本におけるe-コマースの発展を妨げている問題の多く（たとえばプライバシー保護、商取引のセキュリティ確保、有望なビジネス・モデルの開発等）は、他の諸国が直面している問題と同様である。インターネットのグローバルな性格を考慮するならば、日本がこの点を念頭に置いてインターネット戦略を策定することが肝要である。

日本のe-コマース市場概観

電気通信サービス提供面の競争促進と情報通信技術インフラの改善を目指した官民双方の協調努力の結果、日本は今や、世界最高水準のインターネットおよび携帯電話普及率を誇っている。日本は世界で最も高コストに属するインターネット接続環境から、5年足らずで最も低コストの部類に移行している。これはまさに目を見張るべき成果である。

ブロードバンド（加入者1000万人以上）と携帯電話向けインターネットの急速な普及のお陰で、消費者向けe-コマースの成長が勢いを増し始めている。製造業者、小売業者、卸売業者の約30%が他の企業とインターネット上で商取引を行い、金融機関全体の30%が消費者向け業務をオンライン化していると推定されている。

日本の野心的な「e-Japan」戦略の初期段階が達成されたのに伴い、日本政府は、インターネット・ベースの商取引の発展を妨げている未解決の問題に的を絞ることによって情報通信技術インフラの一層の活用を促進することに注意を向けつつある。

商取引および行政手続向けのインターネット利用の促進

日本におけるブロードバンド普及率の急増にもかかわらず、EBCは、商取引および行政手続向けのインターネット利用がまだポテンシャルを実現していないと感じている。

e-マーケットプレイスと共用インフラ・プラットフォームは、規模の大小を問わず、あらゆる企業に効率向上と事業拡大の明確な機会を提供するとはいえ、調達に対する保守的な態度や、管理職者層における低レベルのITリテラシー、クレジットの信用性・決済・認証に対する懸念が、依然、企業間（B2B）市場におけるe-コマースの発展を阻害している。

日本政府はこうした問題を認識しており、EBCは、中小企業のニーズに対処することに特に重点を置いた、e-マーケットプレイスの発展を支援するさらなる政策構想に期待している。EBCは、認証や暗号化といった問題に関しローカル・レベルで制定される政策がはるかに大規模の通商に影響を及ぼす公算が大きいことから、欧州やその他の主要貿易相手国の企業との緊密な協力を奨励する。

企業・消費者間取引市場の発展の不規則なパターンは、一部のセクターで他のセクター以上にe-コマースの発展を妨げてきた技術・哲学・法律・商業上の障壁を浮き彫りにする。こうした問題が解決されるまでは、デジタル・コンテンツ、教育サービス等の市場は未開発のままとなるだろう。

こうした状況を考慮するならば、ビジネス・モデルや商取引に適用される規制が、今後とも、情報通信技術の急速な発展と歩調を合わせて、起業家精神と、市場への新しいアイデアの導入を促進することが重要である。経営効率の向上、利便性の改善、顧客への新サービスの提供のためにe-コマースを利用することを望む企業は、それぞれのビジネス分野での活動に適用される時代遅れの規則や規制のせいでe-コマース利用を妨げられることがあってはならない。ここ2、3年間に電子商取引に適用される規制環境面でいくつかの注目に値する改善がみられている一方、EBCは、様々の省庁が、それぞれの規制管轄域内の活動、とりわけ金融および国際航空輸送セクターにおける活動へのインターネット利用に強硬に反対していることに失望している。

法律サービス

提言の要旨：

■ 日本における法律業務の自由化

提案 日弁連が目下起草中の規程は、改正外弁法の自由化精神を反映すべきである。種々の法律事務所に適用される基準と要件は最小限に抑えるべきであり、絶対に必要とされる場合には、その明確な根拠が示されるべきである。

現在の状況 進展。改正外弁法は2005年春に施行されることになっている。このプロセスには、日本弁護士連合会（日弁連）が目下起草中の新しい共同事業規程（「規程」）の可決成立が不可欠である。日弁連は規程の起草プロセスにおいて外国法事務弁護士（外弁）の意見聴取を認めてきたとはいえ、起草プロセスは総体的に、外弁が望んでいた開放性と協議の精神を欠いたものとなっている。規程案はいくつかの点で、共同事業で活動する外弁と弁護士に対し、弁護士単独には適用されない義務と制限を課すことを不可解にも目指している。例としては、受任に際し依頼者に対しそれぞれの取り扱う法律事務の範囲を説明する煩わしい義務、倫理・報告義務・守秘義務についての異なる基準、および、弁護士が雇用できる外国人弁護士に法域制限はないにもかかわらず、外弁が雇用・管理できる外国人弁護士を外弁自身と同じ法域経験をもつ者のみに制限することを目指す新たな制限がある。こうした差別待遇は避けるべきである。

■ 日本で国際法律事務所を発展させる均等な機会

提案 外弁によって雇用される弁護士には、弁護士によって雇用される外弁と同じ規制・基準が適用されるべきである。

現在の状況 一進一退。改正外弁法は、弁護士を雇用することを外弁に認める。弁護士はこれまでも自由に外弁を雇用できたため、これによって、法律業務機会の均等性が生まれる。しかし、外弁によって雇用された弁護士は、その法律事務所に日本の弁護士がパートナーとしていない限り、雇用元の外国法事務弁護士事務所の名前で助言ができないとする規程によって、この前向きな動きは骨抜きにされる公算が大きい。EBCはこれを、改正外弁法の明確な意図を無効化し、外弁法律事務所への弁護士の移籍を事実上妨げるものとみなしている。

■ 弁護士法人

提案 法律事務所を弁護士法人として法人化することを弁護士のみ認める2002年に導入された法律は、外国の弁護士にも認められるべきである。

現在の状況 進展なし。弁護士と外弁の平等拡大へと向かう現在の決定的な動きに沿って、弁護士法人設立の潜在的メリットは、日本の弁護士だけに限定されるべきではない。

■ 日本における複数事務所法律事務所

提案 日本の法律事務所に対して長年課されてきた支店禁止規定は即時解かれるべきである。

現在の状況 進展なし。首都圏外、たとえば関西にある大手日本企業が主要国際法律事務所を利用しようとする場合、東京へ出張するか、または短期滞在のため関西へ出向く弁護士の費用を支払わなければならない。首都圏外に長期滞在すると、禁止された支店の設置とみなされるおそれがある。日本で活動する法律事務所は依頼人のニーズに自由に対応できるべきであり、依頼人サービスが損なわれない限り、市場の需要を満たすため、支店を自由に開設できるべきである。

■ 外国法事務弁護士の資格取得

提案 外弁の資格取得手続を合理化すべきである。外弁は原資格国で資格取得後の経験を積んでいることという要件は不当に制限的であり、今やますます多くの外国の弁護士が経歴の相当期間を日本で依頼人に法律サービスを提供することに費やしていることを認識していない。

現在の状況 ほとんど進展なし。外弁として登録するための制度は依然不必要なまでに複雑且つ費用と時間がかかる。「適格経験」を規定する地理的制限は、グローバルな法律サービスの時代にあっては不可解としか言いようがない。規制は、日本で長期間活動することを国際法律事務所の弁護士に奨励する制度をサポートすべきであり、外弁資格の申請において弁護士資格取得後経験をそのまますべて認定すべきである。目下のところ、外国で資格認定された弁護士として日本で活動した経験のうちのわずか1年しか、外弁資格取得のための3年間の要件から差し引いてもらえない。

■ 国境を越えた法律サービス

提案 日本国外の弁護士から受けたアドバイスを日本国内のクライアントに伝える方法を規定した、外弁のみに適用される要件は撤廃して、外弁のクライアントと弁護士のクライアントの立場が同じになるようにすべきである。

現在の状況 進展なし。第三国の法律に関するアドバイスを提供する外弁には、日本の弁護士の場合よりも多くの制限がある。こうした要件が、越境取引面の法律サービスを受ける日本在住クライアントの真のニーズに奉仕することを目指すものであるとすれば、それがなぜ外弁にだけ適用されるのか不明である。

■ 裁判外紛争解決（ADR）

背景 ADR検討会は、日本で行われる裁判外紛争解決の処理方法に適用される法的枠組みの検討を行ってきた。検討課題の一環として、ADR検討会は、ADRへの専門家の関与が弁護士の関与を必要とするかどうか、およびADR専門家を規制するために認証制度を初めて導入すべきかどうかについて検討してきた。EBCは、認証制度は不要であると考えている。もし導入されるのであれば、認証の申請が任意である点が明確に示されるべきであり、認証の手続と基準は合理的かつ煩わしくないものであるべきである。さらに、新しいADR法では、紛争解決機関および個人仲裁者・調停者は弁護士業務を行っているのではなく、この資格で活動したからといって弁護士法の違反にはならないことを明確にすべきである。最後として、アドホック国際仲裁・調停の機能、および国際商業会議所、米国仲裁協会、ロンドン国際仲裁裁判所等の国際機関ならびにそれに類するその他の機関の機能が日本の法律のもとで認定されるよう、規定を設けるべきである。

税制

提言の要旨：

■ 説明責任

- 提案*
1. 国税庁は、正式の回答文書制度のもとで寄せられる要求についてのみならず、標準慣行として、追徴金の動機等、すべての裁定と明確化を書面で提供すべきである。こうした裁定は、書面による先例集を確立するために、匿名形式で定期的に国民に公開されるべきである。
 2. 納税者の秘密を守る現行の法律は厳密に施行されなければならない。

- 現在の状況*
1. 若干の進展。回答文書制度に対して2004年3月に成立した変更の結果、納税者は今では、特定の取引について書面による明確化を求めることができる。こうした改善にもかかわらず、透明性や体系的説明責任の全体的欠如は依然、日本におけるビジネスの発展を妨げている。欧州企業は相変わらず、日本の税務当局の恣意的で一貫性のない取扱いの例を報告している。これは大いに必要とされる外国直接投資を減退させる。
 2. 若干の進展。EBCは、納税者の秘密を守る法律によって保護されるべき情報の「漏洩」について深く憂慮している。日本の税務当局はこの問題を深刻に受け止めているようであり、EBCはこの方面での進展を要望する。

■ 連結納税

- 提案*
1. 全額出資（100％）子会社のみを連結できるという要件は制限が厳しすぎる。50％の下限に取って替えるべきである。
 2. 連結グループに加入する企業の連結納税適用前の欠損金額の繰越控除を認めない規定は廃止されるべきである。
 3. 連結グループに加入する企業の資産の時価評価課税の義務付けを廃止すべきである。
 4. グループが連結を望む場合のすべての全額出資子会社の連結の義務付けを廃止すべきである。
 5. 連結に地方税を含めるべきである。法人住民税と法人事業税に関する税制は、関連の地方税申告作成面の管理業務を軽減するために、できるだけ簡略化すべきである。

- 現在の状況*
- 進展なし。連結納税計算上において課せられる2％の付加税は2004年4月を以って撤廃された。しかしながら、上記の諸問題への対処がなされない限り、2002年に日本で導入された連結納税制度が日本国内の法人納税者の間で十分にまたは活発に利用されることはないだろう。

提言の要旨（続き）：

EBC Tax Committee
Member Companies

Aventis Pharma
BASF Japan
Bayer
British American Tobacco Japan
Chanel
Ciba Specialty Chemicals
DaimlerChrysler Japan
Dalpayrat Foreign Law Office
Haarmann, Hemmelrath & Partner
Henkel Japan
KPMG Tax Corporation
Loyens & Volkmaars / Loyens & Loeff
Mazars Japon
Nippon Boehringer Ingelheim
Novartis Pharma
Philips Japan
PricewaterhouseCoopers
Sonderhoff & Einsele

■ 欠損金の繰越

提案 税務上の欠損金は、現行の7年限度ではなく、無限に繰越せるようにすべきである。

現在の状況 限られた進展。過去10年の大半の期間、日本の企業は厳しい経済環境におかれてきた。

EBCは日本政府に対し、すべての損失についての十分な救済を確保できるように企業を支援することによって日本のビジネス・投資環境を改善するために可能なあらゆる手を打つよう要望する。欠損金の繰越期間は、2001年度以降の会計年度に生じる欠損金については先頃5年から7年に延長されたとはいえ、EBCは、他のほとんどの先進工業国ではこの期間がはるかに長く、時には欠損金の繰戻しや、往々無期限の欠損金の繰越しが認められていることを承知している。

■ 合併買収および企業再構築

提案 1. 他の法域における税制と一貫性をもつよう、外国株式がからんだ企業組織再編および株式交換は商法で認められるべきであり、外国株式を受け取る日本人株主にとってのキャピタルゲインはいかなる場合にも課税が繰延べされるべきである。

2. 基本概念の定義面で当局に無制限の裁量を付与するのを避けるために、企業組織再編税制に関する法規と規制を明確化すべきである。様々な基本用語（たとえば「事業」や「事業の継続性テスト」など）はより正確に定義される必要がある。

3. 意図された再編成が適格組織再編成の条件に適合しているか否かについて、納税者が正式の事前照会を行えるようにすべきである。

現在の状況 若干の進展。産業活力再生特別措置法は、企業が苦境にあり、且つその企業の活力再生計画が政府によって承認される場合には、国境を越えた「三角合併」を認めている。しかしながら、同法は課税を取り扱っておらず、したがって、適格課税中立合併に関する規則は適用されない。特筆すべきことに、これまでのところ、この法律を使って日本企業を買収した外国企業は1つもなく、国内レベルでも2例を数えるにすぎない。

おそらく「三角合併」方式のもとで、国境を越えた株式交換合併を認めることになる商法改正は、次期国会での成立が見込まれている。強力かつ国際的に認められた合併買収市場を日本に確立するため、EBCは、商法改正が実施される際には、日本企業同士の再編成の場合に目下利用可能なものと同じキャピタルゲインの課税の繰延規則が国境を越えた株式交換再編成にも必ず適用されるよう、日本政府に強く要望する。

■ 移転価格

提案 1. 移転価格査定は、秘密の比較情報の使用や、納税者がアクセスできない情報に基づくべきではない。

提言の要旨（続き）：

提案（続き） 2. 税務調査のための移転価格算定方法と、事前価格確認のために使用される移転価格算定方法との間には整合性があるべきである。

3. 日本市場の特殊な特徴にあまり重点を置くべきではない。

現在の状況 限られた進展。税務当局は依然、納税者が製品や機能の類似性を確認しにくい秘密の比較対象に基づいて移転価格査定を行っている。しかも、税務調査に秘密の比較対象を用いることは、株式公開会社の企業レベルの収益性が一般に使用される事前価格確認制度の移転価格算定方法と整合していない。移転価格算定方法適用面のこの不整合は、納税者が直面する困難を増大させている。

税務調査官は依然として、日本市場が特殊な特徴と参入障壁を有しているとの見方にあまりに重きを置いており、その結果、日本法人のマーケティング無形資産には、実際に値する以上の価値が与えられている。

■ スtock・オプション

提案 国税庁は、OECDが最近取り上げている問題である二重課税のおそれをなくすため、外国ストック・オプション所得の税制上の扱いを明確化すべきである。また、国内ストック・オプション所得の税制上の扱いとの整合性がとられるべきである。

現在の状況 東京高裁による最近の少なくとも2つの判決は、ストック・オプションの行使による所得を、より高い税率で課税される通常の「給与所得」として、「一時所得」とはみなしえないと裁定した。これらの判決は、ストック・オプション所得を「給与所得」とする1998年の国税庁の分類変更に関する異議を唱えた下級地裁の先の判決を覆すものである。これは、ストック・オプションからの所得が今後どう扱われるかについて、相当の混乱をもたらしている。こうした訴訟手続の結果にかかわらず、今後の扱いが、これまでのような、外国株式についてのオプション行使から得た所得に対する差別をしないことが肝要である。

■ 研究開発およびIT優遇税制

現在の状況 適格研究開発費に関しては（従来のように、研究開発支出の増加分だけに限らず）10%～12%の税額控除が現在利用できるようになる。この税制改革をEBCは歓迎する。しかしながら、日本国内に研究開発設備を有しているも、研究開発費が日本国外から補償される企業は、この税額控除を受ける資格がない。

■ 外形標準課税

現在の状況 2004年4月より、資本や人件費といった利益以外の基準が法人事業税の一部となり、資本金1億円超の企業に適用されることになった。そうした税金は外国直接投資を減退させ、支払能力に応じた課税という原則に反する基準の使用を廃止する方向へ向かっているグローバル・トレンドに逆らうものであるため、そうした税金が導入されたことには失望を禁じえない。新しい法人事業税では（一般に）、外国企業は日本での所得に関して完全な外国税額控除を受けられなくなる。

金融サービス

資産運用
銀行業務
保険

資産運用

提言の要旨：

- 規制の一本化**

提案 資産運用業務に適用される規則・規制は可及的速やかに整合化されるべきである。これは、2つの既存業界団体の合併を促進し、市場の一貫性と効率性をさらに促進するだろう。

現在の状況 進展なし。投資信託の運用と投資顧問サービスの運用は実質的にあまり異ならないとはいえ、それぞれの業務は、別個の認可要件、申請要件、顧客への開示要件を有する別個の法律によって規制される。これは、管理手続の事実上の重複となって、そのコストは最終的に消費者の負担となっている。
- オフショア・ファンドの販売とサービス**

提案 日本で業務を行う認可をすでに受けているすべての投資顧問会社には、この分野で業務を行う追加の認可を申請する必要なしに、オフショア商品のプロモーションに適用される共通の規則群が適用されるべきである。

現在の状況 進展なし。日本で系列会社の商品の販売をサポートすることを望む資産運用会社は、金融庁と関東財務局に兼業の認可を申請しなければならない。こうした認可は範囲が限られており、資産運用会社は系列会社のオフショア商品のマーケティング面で積極的アプローチをとることができない。EBCでは、海外系列会社によって運用される商品のプロモーションは資産運用会社の基幹業務の一部をなすものであり、資産運用会社は追加の認可申請を必要とされるべきではないと感じている。
- フィーダー・ファンド**

提案 単一のオフショア・ファンドに全額投資することを国内フィーダー・ファンドに認めるよう、投資信託協会の規則を改正すべきである。

現在の状況 進展なし。投資信託協会の規則では、マザー・ファンドが同じ資産運用会社によって運用されているならば、ベビー・ファンドは単一のマザー・ファンドに投資できるとされている。グループ系列会社によって運用されるオフショア・ファンドはこの定義のもとでのマザー・ファンドには該当しないため、この規則は事実上、国内フィーダー・ファンドがオフショア・ファンドに全額投資することを妨げている。
- 系列会社に代わっての売買注文**

提案 EBCは、日本で認可を受けた資産運用会社がグループ系列会社に代わって日本の証券の売買注文を出すことができるよう投資顧問業法（および／または関連ガイドライン）を改定することを日本政府に要望する。

現在の状況 進展なし。ほとんどの主要金融市場は、資産運用会社が海外グループ系列会社に代わって国内市場で注文を出すことを認めている。これにより、グローバル資産運用会社はグループの取引をプールし、取引費用を削減し、顧客の取引費用を削減し、他者の利益を差し置いてグループの顧客のためにフロントランニングを行う危険を低減できる。日本ではこれは証券業免許がなければ不可能であり、必要とされるファイアーウォール等を設けることからコストを考慮すると、これは資産運用会社にとって非現実的なソリューションである。

背景：

EBC Asset Management Committee Member Companies

ABN AMRO Asset Management
Baring Asset Management
BNP Paribas Asset Management
Credit Agricole Asset Management
Credit Lyonnais International Asset Management
Credit Suisse Asset Management
Fortis Investment Management
Gartmore
HSBC Asset Management
ING Mutual Funds Management
Meiji Dresdner Asset Management
PCA Asset Management
Pictet Asset Management
Schroder Investment Management
SG Yamaichi Asset Management
UBS Global Asset Management

規制環境

専門的資産運用は、国民の貯蓄、生活保障、老後の生活の質に大きく貢献する。専門的資産運用サービスへのアクセスは究極的に消費者の最大の利益になるため、規制環境がこれを促進することが重要である。

EBCは、リスク、リスク許容度、投資成果、収益履歴、流動性、手数料、関係者取引の明確で意味ある開示をサポートする消費者志向の開示ガイドラインに基づいた、よりマクロ・レベルからの日本の資産運用セクターの規制監督へのアプローチを支持する。「投資家の洗練」にいつその重点が置かれるべきである。そうすることで、金融庁は保護を切実に必要とする者に、限られた資源のより多くを投入する一方、銀行、保険会社、年金基金といった洗練された機関投資家に提供される投資選択肢（ヘッジファンド等の代替的投資を含む）を拡大できるようになるだろう。

EBCは、他の諸国では、様々の投資家のために同種の資産のより広範囲のプーリングを推進する継続的措置がとられていることを承知している。これは数多くの有益な効果をもたらしてきた。すなわち、運用管理下のファンドの大幅な増加、最終投資家にとってのコスト削減、すべての投資家の平等且つ公平な取扱いの推進、資産運用サービス提供者の数の大幅増加ならびにその結果としての競争激化および個人投資家にとっての選択肢拡大などである。

プールされた資産の効率的運用の奨励

明るい材料として、EBCは、資金の運用を認可投資顧問会社に委託することを新設の日本郵政公社に認める2003年7月に制定された法律を歓迎する。これは、認可投資顧問会社の専門知識を利用することを法律で禁じられていた日本最後の大規模投資プールだった。EBCは、専門顧問サービスの効果的な利用について郵政公社と情報交換を行うあらゆる機会を歓迎する。

しかしながらEBCは、プールされた資産の効率的な運用を奨励するために日本がなすことはまだたくさんあると感じている。資産運用会社が取り扱うことのできる証券の種類に関する規則は、ある種のヘッジファンドやその他のストラクチャード商品を含め、他のグローバル市場よりもはるかに制限的である。

EBCは、金融庁、財務省の各財務局、ならびに日本の資産運用セクターの2大自主規制機関である投資信託協会（JITA）および日本証券投資顧問業協会（JSIAA）の間の、認可、申請、顧客への開示に関する規制要件のさらなる整合化を要望する。重複した規制機能にからむ規制の重荷は、資産運用セクターにおける効率的な事業運営を妨げ、最終的には消費者にとっての不利益となる。

EBCは、申請プロセスにおける一層の一貫性と透明性を確保するために認可制度の見直しを行うよう日本政府に要望する。金融庁/財務省理財局は、申請者が行うことのできる兼業の種類を規定・公表することに難色を示してきた。根本的なビジネス目的は企業間でさほど異ならないにもかかわらず、提出される申請の範囲によって、受ける認可は企業によりまちまちとなっている。このような規制一貫性の欠如は、規制環境のしかるべき中立性を疑わせ、非遵守に対する不安から、企業が新しいビジネス・チャンスを追求することを困難にしている。

純資産価値（NAV）計算の明確化についても一層の進展が求められている。投資信託委託会社と、投資信託資産を保有する信託銀行はかねてから、ファンドの純資産価値を両者が別々に計算する義務があると感じてきた。「二重NAV計算」は法律で明示的に義務付けられてはいないにしても、である。こうした作業の重複は、日本のファンド・マネジャーに相当の付加コストをもたらし、そのコストは最終的に消費者の負担となる。EBCでは、消費者保護のため、投資信託の純資産価値は資産運用会社とは独立して計算されるべきであると確信している。EBCは、この問題の商業的解決法を追求する業界の努力を支援するよう金融庁に要望する。

銀行業務

提言の要旨：

■ ファイアーウォール

提案 日本の金融市場の完全な自由化を実現するために、日本政府は証券取引法第65条を廃止すべきである。

現在の状況 進展なし。リテール分野では銀行と証券会社間のファイアーウォール規制を緩和するいくつかの措置がとられているものの、それらは、日本の金融市場の完全な自由化や、日本における統合された金融業界の確立を目指したものではない。

■ 規制環境

提案 規則と規制をより一貫性をもって適用すべきである。様々の規制当局と自主規制機関の間の機能の重複をなくすべきであり、こうした種々の機関への報告要件の全体的な重荷を軽減すべきである。

現在の状況 若干の進展。EBCは、最近、日本の様々な規制機関が、重複した検査の数の削減を目指す動向にあることを歓迎する。EBCは、解釈の相違が生じる可能性を削減する為、責務のさらなる合理化を要望する。

■ 罰則と制裁措置

提案 日本政府が違反を処罰する制度は、行政処分の適用面の一貫性と透明性を確保することによって改善すべきである。同時に、検査・処罰プロセスの完全性は、守秘義務違反とメディアの無差別利用によって汚されるべきではない。

現在の状況 限られた進展。現行の行政処分制度は、罰則の適用が予測不能で行き当たりばったりであり、差止や改善命令の効果が最終的に市況や各社の事業規模・事業構成に左右されるため、すべての企業を公正に扱っていない。検査中の守秘義務とその後の違反・制裁措置の発表の透明性により、アプローチに一貫性があり、処罰が不必要に誇張されないことが保証されると考える。

■ 信託銀行業務

提案 日本にある外国銀行の支店は、信託業務と銀行業務に同時に従事することができるべきである。

現在の状況 新たな問題点。日本の市中銀行は2002年以降、信託業務と銀行業務に同時に従事することを認められている。こうした改革は外国銀行の支店には適用されない。次期国会で成立が見込まれる信託業法の改革は、信託に預けることのできる財産の種類を拡大するとともに、信託業に従事できる法人の種類を拡大することになっている。こうした改革は外国銀行の支店には適用されない。

背景：

日本の金融市場の競争力確保

EBCでは、日本の金融市場に対する投資家の信頼を促進する鍵は、金融業界のバランスシートの透明性を高めること、規制の効率を高めること、競争的市場環境の創出により、日本の金融機関と消費者のニーズを満たす革新的ソリューションの開発を奨励することを目的とした、日本政府による具体的な政策導入能力にあると確認する。

EBCは、金融セクターの再活性化を目指す近年の日本政府の努力を認めるが、改革が、日本における金融サービス・プロバイダに対する不必要な制限を排除し、外国の会社と国内の会社間の待遇格差を解消し、規則と規制の適用面の透明性と一貫性を確保するまでには至っていないことに失望している。

規制改革はおおかた、金融サービス・セクター全体ではなく、国内小売銀行のニーズを満たすよう調整されてきた。EBCは、銀行と証券会社に共通のリーテイル・スペースを共用することを認めた先頃の改革、および銀行に証券会社の代理店となることを認めたその後の改革が、銀行業と証券業を隔てている業務上のファイアーウォールの合理化にあまりつながらなかったことに失望している。EBCは、銀行業と信託業に同時に従事することを日本の市中銀行に認めた改革が日本にある外国銀行の支店に適用されないことにも同様に失望している。次期国会で成立が見込まれるさらなる改革はこの差別待遇を解消しない。このことは、外向的でグローバルな競争力のある金融市場を日本に確立することに対して日本政府が抱いているはずの熱意を疑わせる。

さらなる改革の必要性

日本の金融サービス業界は、さらなる改革を通じてこそ、世界市場における地位を回復し、ひいては日本の消費者、産業界、機関投資家に十分に競争力のある金融商品群を提供することができるとなるとEBCは確信している。

EBCは、銀行が証券業務を行うことおよび証券会社が銀行業務を行うことを禁じている証券取引法第65条の撤廃を改めて要望する。金融サービス機能を分離しているファイアーウォール規制は、日本における統合された金融業界の実現を人為的に阻んでいる。こうした障壁は、ほとんどが総合銀行グループの一員である欧州の金融業従事者にとってとりわけ不利なものとなってきた。利害の対立と顧客保護は、諸外国の金融市場で行われてきたとおり、業種分離ほど制限的でない規制を通じて対処可能である。

同時にEBCは、法律と規制の適用面の透明性と公正さの確保を目指して努力を続けるよう金融庁に要望する。EBCは、検査の連絡調整を図るための金融庁、証券取引等監視委員会（SESC）、東京証券取引所（TSE）、日本証券業協会（JSDA）の側の最近の取り組みに注目しているが、規制プロセスが合理化され、報告要件が削減され、重複した規制機能が排除されない限り、こうした連絡調整のメリットが完全に実現されることはないと感じている。

関係の法律や規制の透明性ある一貫した適用を確保するためにさらに多くのことをすべきである。EBCは、関係者から政策の変更に関する意見を収集することを目的としたパブリックコメント制度の1998年の導入や、日本式の「ノーアクションレター」制度の先頃の導入を歓迎したとはいえ、これら2つのメカニズムの潜在力がフルに活用されているかどうかについては疑問視している。パブリックコメント制度に関して、EBCは、より幅広い観点から政策案を公正に評価するためにコメントを行う十分な時間が関係者に与えられているかどうか疑問に感じている。目下、コメント期間は、1週間から約1ヶ月まで、長さがまちまちとなっている。「ノーアクションレター」制度に関しては、EBCは、制度が3年前に導入されて以来、金融庁から比較的少数の回答しか発行されていないことに注目している。制度で扱われる発行件数の少なさは、制度が効果的に利用されていないことを示唆している可能性があり、これはおそらく、回答を受け取るまでにかかる長い時間（平均2ヶ月）や、制度が金融庁から強力に支持されていないとの業界の認識に起因するものだろう。

EBC Banking Committee Member Companies

ABN AMRO Bank
ABN AMRO Securities (Japan)
Banca Intesa
Barclays Bank
Barclays Capital Japan
BNP Paribas
BNP Paribas Securities (Japan)
Caylon
Caylon Securities
Commerzbank
Credit Agricole Indosuez Securities
Deutsche Securities
Dresdner Bank
Dresdner Kleinwort Wasserstein
HSBC
HSBC Securities Japan
ING Bank
Orrick, Herrington & Sutcliffe
Société Générale Securities
Standard Chartered Bank
Swedbank
West LB SecuritiesPacific

保険

■ 郵政民営化

提案 日本郵政公社の民営化は、市場に公平な土俵を確保するような形で実施されるべきである。EBCは、赤字事業の内部相互補助を防止するため、日本郵政公社の簡保・郵貯・郵便事業を独立した民営化組織へと完全に分離することを推奨する。日本郵政公社の簡保事業は、民間保険会社と同じ自己資本、ソルベンシーマージン、税金、契約者保護基金拠出要件を適用されるべきである。新しい事業を内部相互補助する目的で日本郵政公社が既存市場における独占的地位を利用するのを防止するため、適切な競争保護措置が確立されるまで、日本郵政公社が事業を拡張する能力に厳しい制限を課すべきである。

現在の状況 大幅に進展。日本郵政公社の民営化は現日本政府の取り組み課題の上位に据えられている。現行の計画では、簡保は、事業を拡大する権利と引き換えに、民間保険会社と同じ要件が課されることになる。EBCは、日本郵政公社とその3つの基幹事業である郵便、郵貯、簡保の民営化を支持する。しかしながら、日本政府が市場に公平な土俵を確保する民営化の枠組みを定めない限り、民営化のメリットは実現されないだろう。

■ 金融機関を通じての保険商品販売

提案 金融機関を通じての保険商品の販売に対する残りすべての制限を撤廃すべきである。

現在の状況 大幅に進展。日本政府は、3年以内に銀行その他の金融機関を通じての保険商品の販売に対する規制を撤廃すると約束した。EBCはこの決定を支持する。かねてからEBCは、すべての商品種目を制限なしに販売することを金融機関に認めるべきだと主張してきた。EBCは、目下論議されているように3年一杯待つのではなく、この規制緩和を直ちに実施することを日本政府に要望する。

■ 契約者保護基金

提案 日本政府は、生保および損保セクターにおける契約者保護機構への事前資金拠出にからむ大きな財務的負担を軽減する方法を検討すべきである。

現在の状況 進展なし。日本政府は、生保基金により多くの資金を注入するという2002年末の決定に伴い、制度の全面的な見直しを約束していたが、この見直しはまだ始まっていない。EBCは、特定の商品種目の経済学と契約者にとっての潜在的リスクを考慮に入れた計算方法を用いる事後資金拠出制度の導入を希望する。この制度によって契約者が保護される会社だけが拠出を義務付けられるべきである。原則的にEBCは、事業を手堅く運営してきた保険会社が別の保険会社の破綻の代償を支払うことを義務付けられるべきではなく、また、より慎重なマクロ・レベル監視を推進することが消費者保護を確保する最善の方法であると感じている。

■ 変額商品の責任準備金積立方法

提案 保険料積立金と危険準備金の積立方法とソルベンシー計算は、変額商品の独自の特徴と多様性を反映するように改定すべきである。EBCは、（キャッシュフロー・シナリオ・モデルや外形標準方式ではなく）条件付テイル期待値の使用を通して、準備金とソルベンシー水準を基本リスクにリンクさせる確率論的アプローチを支持する。これは、より良いリスクマネジメントを奨励し、さらなる商品イノベーションに対応できるからである。

現在の状況 変化が期待される。金融庁は目下、変額商品の責任準備金積立方法の見直しを行っており、新しいガイドラインが早ければ11月にも発表される。しかし、EBCの支持するアプローチが新しい規則のもとで認められるかどうかは不明である。

■ 共済

提案 生保市場に公平な土俵を生み出すために、共済団体の共済事業に、民間保険会社と同じ自己資本、ソルベンシーマージン、課税、契約者保護基金拠出要件を適用すべきである。共済は民間保険と同じサービスを提供するのであるから、保険業法や金融庁の監督を含め、すべてに同一の法律・規制要件を適用すべきである。

現在の状況 進展なし。農協共済（JA共済）、県民共済、全労済等の共済は、わずかの料金を支払えばあらゆる消費者がこうした共済に加入できるため、民間保険会社と同様、国民一般に広範囲にわたる生命、損害、第三分野保険商品を提供している。共済は、民間保険会社と異なり、少ない法人税を支払い、契約者保護基金への拠出を義務付けられておらず、保険業法や金融庁の監督の対象となっていない。

■ 商品承認

提案 事前商品承認に関するあらゆる要件と、金融庁によるプライシングへの関与は廃止されるべきである。

現在の状況 限られた進展。1999年に行われた特定の損保企業物件に関する通知制度の策定とその後の拡充は、紛れもなく、正しい方向への一歩だったとはいえ、プライシングと保険契約の包括的な規制緩和が生保・損保両セクターにおいてまだ必要である。EBCは、規制当局が、個人物件さえも含め、新商品の承認に関与する必要はないと感じている。なぜなら、競争価格での革新的保険商品の導入を妨げる働きしかないからだ。

■ 代理店および企業代理店販売

提案 EBCは、独立保険代理店（とりわけ元損保販売研修生）に対する現行の取扱い保険会社からの圧力が依然、新しい生命保険会社が独立保険代理店を通じて販売網を構築することを妨げていることに注目している。EBCはまた、企業代理店の販売できる商品を制限しているいわゆる構成員契約規制を撤廃し、代理店自体（または系列会社）に保険契約を販売する企業代理店に手数料を支払うことを生保会社に認めるよう求める年来の要望を引き続き訴える。損保会社は同様の状況において正規の手数料の最高50%を支払うことを認められており、同じことが生保会社にも認められるべきである。

運輸・通信

航空会社
海運
電気通信サービス
電気通信機器

航空会社

提言の要旨：

■ 料金設定と販売

提案 航空会社がインターネット販売を含め消費者に直接、透明性あるやり方で市場競争力のある正味運賃を提供できるよう、日本における航空券の販売、航空運賃の設定、航空運賃の決済を規制緩和すべきである。第一歩として、EBCは、たとえばビジネスクラス運賃などの体系への、より広範囲の事前購入運賃の段階的導入を推奨する。最終的には、料金設定認可に簡単な届出後使用制を導入すべきであり、IATA旅行代理店を通じて販売される市価運賃についての正味送金額の直接振替に対する制限を撤廃すべきである。

現在の状況 進展なし。日本における航空旅行の料金設定・販売メカニズムは相変わらずきわめて非効率的である。多数の制限が依然として、消費者への直接販売の発展を妨げている。これは、国内線や欧州以外への国際線（とりわけ米国行き）よりも欧州行きの航空旅行について殊に言える。これは世界のほぼすべての国々における慣行に反し、消費者に不利となるものである。EBCは、そうした制限や差別待遇継続に何ら正当性を見出せない。

■ 高コスト構造

提案 日本政府は、日本における航空輸送にからむコストを50%削減するよう努力すべきである。空港当局から課せられる法外な着陸料、航空援助施設利用料、共用施設・設備使用料は大幅に引き下げられるべきである。空港施設運用面の競争が促進されるべきである。

現在の状況 状況はむしろ悪化。日本における施設・設備使用料に関連した絶対コストは、平均収益が低下しているにもかかわらず、依然世界最高のままである。他の地域の国際空港がSARS禍とイラク戦争に伴う市況の低迷を反映するよう着陸料を調整してきたのに対し、日本では何の手も打たれていない。EBCは、成田空港を民営化するという先頃の決定を歓迎するが、これが航空会社経営コストの減少につながるかどうかはまだ定かではない。

■ 空港インフラ

提案 関東地方における需要を満たすために、国際便の総キャパシティをさらに拡大すべきである。成田空港の第2滑走路はできるだけ早急に2500 mに延長すべきである。その一方、既存施設をより効率的に使用すべきである。成田での1時間当たりの発着便数を増加し、成田の2つの滑走路の発着枠をプールし、羽田を定期国際便に開放すべきである。

現在の状況 若干の進展。2002年の成田第2滑走路オープンは、マーケット・アクセスに好影響を及ぼしてきた。ただしEBCは、滑走路が大型航空機を受け入れるに十分な長さがないことに失望している。市況の低迷は関東地方の空港にかかる即時的圧力をいくぶん緩和しているとはいえ、需要の増大や、新世代の大型航空機の出現に伴って、関東地方の空港インフラの適切性は依然、中長期的に重要な問題であり続けるだろう。

経営環境：概観

国際航空輸送は日本経済においてきわめて重要な役割を果たしている。残念ながら、制限的な料金設定および販売メカニズム、高い経営コスト、低開発のインフラが、日本市場で効率的に活動する航空各社の能力を不必要に妨げている。旅客数が減少し、航空各社は経営効率の改善に鋭意取り組んでいる。こうした状況を考慮して、EBCは日本政府に対し、日本における航空輸送サービスのユーザーとサプライヤー双方の利益のために現下の景気低迷の打破を支援すべく、航空輸送施設および規制インフラの近代化のためになしうるあらゆることを行うよう要望する。そうしてこそ、国際航空会社は、2008年までに日本を訪れる旅行者数を倍増させるという日本政府が表明した目標に貢献することができるであろう。

料金設定・販売メカニズムの規制緩和

日本では航空券の販売、航空運賃の設定、航空運賃の決済が依然厳しく規制されている。航空会社は、他の先進工業国では当たり前となっているような、消費者に航空券やその他の航空関連商品を透明性のあるやり方で（インターネット販売を含め）直接販売するための手段が限られている。日本では航空会社は、日本行きまたは日本発の国際旅行の運賃をIATAが公式に認可した価格で、または団体旅行の場合は国土交通省が定めた、より低い価格で、広告・販売することしか認められていない。IATAが定めた価格は現在の市況を正確には反映していないため、日本で販売されるほとんどの個別航空券運賃は、公認旅行代理店を通して販売される再パッケージされた団体割引運賃となっている。専属代理店や提携旅行会社を通して事実上独自の直接販売チャネルを設ける規模の経済を有しておらず、したがって最終的な消費者価格に対して限られた統制力しかもたない欧州の航空会社にとって、こうした状況は明らかに不利である。日本政府は先頃、国際旅行の事前購入運賃の直接販売を規制緩和する控えめな措置をとったとはいえ、依然多数の制限が消費者への直接販売の発展を妨げている。消費者は、正規の手数料（ほとんどの市場では7%）の代わりに、複雑な小売システムによって生み出される値ざやを支払うことになるため、これは最終的に消費者に不利に働く。

事業運営コストの削減

日本の主要国際空港で事業を行う航空会社は、法外な着陸料、航空援助施設利用料、エアターミナル賃貸料、エアターミナル共用施設・設備使用料、港湾荷役料を支払わなければならない、これは日本における航空輸送コストを世界一高いものにしてしている。これは最終的に、日本経済に悪影響を及ぼす。料金の上昇とサービスの低下を通して、最終的にそのツケが消費者に回されるからである。EBCは日本政府に対し、空港当局と協力して、航空会社に請求される料金を引き続き引き下げるよう要望する。EBCは、成田空港の民営化を歓迎するとともに、これが経営効率の向上につながることを期待する。

空港インフラ、発着枠不足、スロット配分

EBCは依然、旅客量の多い関東地方の航空輸送セクターを支えるインフラの全体的質を懸念している。第2滑走路がオープンしたとはいえ、成田の施設は、日本の主要玄関口として成田が本来果たすべき役割とは釣り合っていない。羽田は依然、定期国際便には利用できず、成田は既存施設を非効率的に使用し続けている。たとえば、1時間当たりの発着便数を制限することや、2つの滑走路に別々に発着枠を配分することによってである。EBCは、関西地方におけるインフラを拡充するために目下使用されている資源を、それが最も必要とされる関東地方に再配分すべきであると感じている。EBCはさらに、効率改善を目標として成田で採用されているスロット配分方法を見直す一方、日欧間の経済交流拡大を尊重し、米国と欧州の航空会社間のスロット配分に関し、より平等な処遇を達成するよう提言する。

市場データへのアクセス

欧州の路線に関して日本航空（JAL）によって収集される市場データは、ライバル航空会社には提供されない。ライバル航空会社から収集された共有市場データはJALに提供されるにもかかわらず、である。包括的市場データへのアクセスは日本のすべての航空会社にとって重要であり、EBCは、JALが海外市場で受けているのと同じ待遇をライバル航空会社に適用するようJALに要望する。

海運

提言の要旨：

■ スーパー中樞港湾構想

提案 日本政府は、スーパー中樞港湾構想に関する話し合いに欧州その他の外国船会社を参加させるべきである。

現在の状況 欧州の船会社も加盟している外国船舶協会は、スーパー中樞港湾選定委員会への参加を要請してきたが、これは国土交通省港湾局から拒否された。外国船会社は日本に出入りするコンテナ輸送全体の約60～65%を担っており、したがって、その専門知識による後援を歓迎されなかったことを意外におもっている。外国の専門知識を活用することは国土交通省にとって有益だろう。さて、スーパー中樞港湾構想の対象となる3つの港湾が選定されたが、所期の効率とコスト節約がどう達成され、ターミナル利用者にどう還元されるのか、外国船会社にとって今のところ不透明である。

■ ターミナル事業

提案 日本政府は、新しい競争的なターミナル事業の設立〔船会社自身によって所有されるものを含む〕を支援すべきである。さらに、新規港湾荷役会社に既存港湾荷役会社の1.5倍の労働者保有基準を義務付ける要件は廃止されるべきである。

現在の状況 限られた進展。免許制は「許可制」に代わり、国土交通省も申請を受領後2ヶ月以内に処理することを約束したが、労働者保有基準等の要件は、日本における港湾サービスの競争市場発展を妨げ続ける。これまでのところ、日本で自社のターミナルを直接運営管理している外国企業はない。

■ 港湾荷役サービスの競争入札

提案 公開入札による競争入札が支持されるべきである。

現在の状況 進展なし。2000年11月に実施された港湾運送事業法の新改正は、複数の港湾荷役会社と内密の料金で下請契約を結ぶことを特に禁じていないものの、現実には、独立した競争入札の概念は日本ではあり得ない。

■ 港湾事業監督面の透明性

提案 日本の港湾事業の監督は、透明、効率的且つ公正であるべきであり、日常的業務問題は日本港運協会（JHTA）からの承認を必要とすべきでない。

現在の状況 日本港運協会（JHTA）は依然、港湾運送事業面で巨大な裁量権を振るっている。事業の変更を行いたい船会社は、JHTAからの承認を必要とする。承認プロセスは透明性を欠いており、船会社が競争的・代替的な港湾サービスを追求する機会を事実上奪っている。

概観

国際海運は依然、日本のビジネス・インフラの必要不可欠な要素であり、国際海上貨物輸送のコストは、日本の輸出品の競争力に直接的影響を及ぼす。

EBCは、日本のビジネス・インフラの改善を目指した改革が、港湾労働慣行の自由化、港湾関係業種・団体間の競争強化、事業運営面のフレキシビリティの促進にあまりつながっていないことに失望している。日本における海運サービスの提供にからむコストは、世界最高レベルであることが広く認められている。

こうしたコストのツケは、最終的に日本のエンドユーザーに回される。高コストは、たとえば積み替えサービス提供面で、アジア地域における日本の港湾の競争力も蝕む。薄利はやがて、運送能力の海外流出につながるおそれがある。

こうした状況は、生産を海外へ移す日本の産業界の傾向によっていっそう悪化している。一部の貿易航路では、日本から海上輸送される貨物量がここ2、3年間減少している。日本の競争力を回復するためには、日本政府は、港湾運送事業の競争強化の促進により海運サービス提供にからむコストを削減することを目指した措置を実施することが肝要である。

日本の港湾運送事業の競争促進

かねてから憂慮されていながら、2000年の港湾運送事業法改正でも扱われなかった事柄の1つは、日本港運協会（JHTA）の強大な影響力にまつわるものである。JHTAは船会社を除くあらゆる主要港湾運送事業者で構成されている。雇用の削減や、労働条件の悪化につながりかねないすべての変更は、JHTAからの承認を必要とする。

「事前協議」と呼ばれるプロセスを通して、JHTAは船会社事業の変更申請を審査し、労働組合その他関係者との協議を経て最終判断を下すが、申請者である船会社は、その判断を受け入れることを事実上強いられている。この制度を通して同協会の承認が必要とされる案件の範囲は、本船の代替などきわめて軽微な内容のものから、船会社グループの新設に由来するターミナル等の事業運営面の変更など重要なものまで、多岐にわたっている。

大小の問題を多数抱えた事前協議制にからむ大きなトラブルを船会社がこのところ報告していないのは喜ばしいこととはいえ、1997年に設けられたいわゆる「三者協定」に基づいて船会社がJHTAの裁定への異議を国土交通省に申し立てるときこそ、真価が問われることになるだろう。

主な不安材料は、事前協議制全体が透明性を欠いており、港湾サービスの競争入札を船会社が目指すのを阻む手段をJHTAとその会員に事実上与えているという点である。政府は関係当事者に対し、プロセス全体を合理化し、すべての関係者にとってより透明性あるものにするよう促すべきである。

日本の港湾運送料金は依然世界で最も高いレベルにある。より高いコストのツケは最終的に日本行きおよび日本発の相対的に高い運送料金の形でエンドユーザーに回され、日本経済全体に悪影響を及ぼす。日本政府はこの問題を十分に認識しており、スーパー中核港湾構想に着手している。事業コストが下がるためには、日本の港湾運送業界における有意義な競争を促進することに日本政府が本腰を入れるべきである。最終的に船会社は、JHTA等の団体からの不当な影響力から解放されて、競争原理に基づいて港湾サービスを獲得できるようになるべきである。

45フィート・コンテナ

EBCは、日本における指定ルートでの45フィート・コンテナの内陸輸送を認めるよう求める年来の要望をここでも繰り返す。アジアやほとんどの世界海運市場ではそうしたコンテナの使用が広く行われているにもかかわらず、日本では依然禁じられている。45フィート・コンテナを認めることは、輸送コスト、交通問題、汚染問題に好影響をもたらさだろう。

電気通信サービス

提言の要旨：

■ 固定電話網相互接続

提案 日本は、他の主要電気通信サービス市場と同等の水準まで相互接続料金を引き上げる迅速な措置をとるべきである。

現在の状況 変化が期待される。EBCは、かねてから相互接続料金を国際的水準に沿ったものにするため、日本の相互接続料金算定法の変更を唱えてきた。2004年8月、情報通信審議会は、とりわけ、通信量に依存しない固定費用（NTS）を相互接続料金から除外すること、および、現行の事後清算方式を、相互接続料金支払がどれくらいになるかを電気通信事業者が事前に確実に知ることができるようにする将来コストを見込んだ方式に取って代えることを勧告する答申案を発表した。EBCはこうした案の全般的主旨を歓迎するが、実施期間や、モデルの構築に関するその他の詳細について懸念している。EBCは、NTSコストを、審議会の示唆する4年から5年をかけてではなく、即時除外すべきであると感じている。EBCは、NTT東日本とNTT西日本の間に単一の平均的な接続料を適用するという審議会の勧告を支持しない。これは、コストの原因者負担原則に反するからである。最後に、EBCは、たとえば共通トラフィックの組み入れ、コストの最適化、現実的な経済状況をより良く反映する減価償却期間の延長など、まだコスト・モデルの改善が可能であると感じている。

■ 競争保護措置の強化

提案 日本は、以下によって独占の濫用を防止する競争保護措置を強化すべきである。
 1) NTTが独占的地位を占めているすべての市場セグメントにおいて料金表の届出と料金表に基づく料金設定を行うNTTの義務を復活させること、2) NTTの種々の事業にわたり水平的に、および水平的事業のネットワーク部分と小売部分の間で垂直的に規制会計を公表することをNTTに義務付けること、3) NTTが加入者回線における独占的地位を利用して新しい事業分野に進出することを防止するファイアーウォールを強化すること。

現在の状況 進展なし。規制による制約は、NTTグループによる反競争的行動を防止するという点で効果をあげてこなかった。2004年に施行された電気通信事業法の改正は、多くの面でこの状況をさらに悪化させている。たとえば、NTTはもはや料金表に基づいて料金を設定することを義務付けられておらず、このことは反競争的行動の取り締まりを困難にしている。NTTが、目下独占的地位を占めている分野の顧客ベースに新しいサービスをクロス・マーケティングすることを含め、独占的地位を積極的に利用して新しい事業分野に進出している徴候がある。ファイアーウォールを強化し、種々の事業種目にわたり水平的に、および事業のネットワーク部分と小売部分の間で垂直的に完全かつ透明性ある会計分離を確保するため、思い切った措置を断行すべきである。それでも不十分ならば、加入者回線をNTTの他事業から切り離して、NTTが独占的地位を利用する能力を取り除くべきである。

■ **周波数**

提案 市場への新規参入を検討する前に、移動体通信事業者間の現行の周波数割当の不均衡に対処すべきである。電波利用料は、使用される周波数の量を反映すべきである。

現在の状況 新たな問題点。現行の3G向け周波数割当は、3G通信事業者にとっての短期的成長ニーズを満たす可能性が薄い。残念なことに、周波数割当の不均衡は、特定の通信事業者が周波数資源を3G向けに再配置することを困難にする。競争中立性を確保し、競合通信事業者間に公平な土俵を生み出すためには、この問題に対処すべきである。

電波利用料に関し、EBCは、ネガティブ・インセンティブや日本における周波数利用者間の不平等なコスト負担を排除することを目的とし、算定方式を改定するという日本政府の先の提案を歓迎する。現行の方式では、放送事業者が周波数量の過半を使用しているにもかかわらず、移動体通信事業者が使用料全体の過半を支払っている。EBCは、電波利用料算定方式を量（周波数の量）と周波数帯域（周波数の種類）に基づくものにすることが、効率的かつ効果的な周波数使用を促進する最善の方法であると感じている。これは、資金の回収と支出に対する十分な説明責任を保証する、明確かつ透明性ある形で行われるべきである。移行期が必要となるだろうが、最終的な目標は、現行の利用料算定方式を段階的に全廃することであるべきだ。電波利用料の一部を無線送信機の数に基づかせる方法を継続するならば、現行方式の問題であるネガティブ・インセンティブと不均衡がいつまでも続くことになる。

■ **制度改革**

提案 日本の電気通信規制環境の制度的構造を改革し、意思決定の質、明瞭性、説明責任を改善すべきである。立ち入ったマイクロマネジメントにあまり重点を置かず、経済効率、イノベーション、投資、効果的な競争結果を促進することを目指す明示的なマクロ・レベルの経済基準にいつそう重点を置くべきである。パブリックコメント・プロセスの頻度と期間を増大・延長する等により、意思決定プロセスに広く一般の意見を取り入れるいつそうの努力を払うべきである。。中期的には、EBCは、総務省の産業振興機能と規制監督機能の分離強化を推奨する。

現在の状況 進展なし。総務省は、日本の電気通信セクターにおいて広範囲にわたる介入・管理の法定権限を有している。こうした権限を行使する方法に適用される法律には、明確に定められた基準はない。これは、規制プロセスに多大の不確実さと予測不能性をもたらす。ほとんどの諸外国は、規制上の決定が消費者の長期的利益と競争的な市場環境を促進するものであることを確実にするよう、規制当局に義務付けている。確実さをもたらす、決定が経済的に健全であることを確実にするためには、日本の法律にも同様の規定が必要である。パブリックコメント・プロセスを強化することによって、説明責任も改善できるだろう。現在、重要な政策決定は通常、国民が新しい案にコメントする機会を与えられる前に「前もって決定」される。これは、諮問プロセスが単なる「見せかけ」にすぎず、実際の政策決定にほとんど、あるいはまったく影響を及ぼさないとの印象を与える。



For more information, contact:

Mr. Yoshio Honda
Chair, Telecommunications
Equipment Committee
(Senior Technical Manager, Nippon Ericsson)

c/o Nippon Ericsson
Koraku Mori Bldg. 5F
1-4-14 Koraku, Bunkyo-ku, Tokyo
〒112-0004
JAPAN
Phone 03-3830-2351
Fax 03-3830-2530

電気通信機器

提言の要旨：

■ 相互承認協定

提案 EBCは日本政府に対し、EUと日本の間で結ばれた相互承認協定（MRA）のあらゆるパートをEU当局と協力して遅滞なく実施するよう要望する。

現在の状況 限られた進展。EBCは、2001年にEUと日本の間で結ばれた相互承認協定（MRA）の — とりわけ同協定で規定された認定試験事業者の指定面での — 遅々とした実施ペースに失望している。目下のところ、2つの認定試験事業者しか認定されていない。（オランダのTELEFICATION B.V.は2003年2月14日にEU初の認定試験事業者として日本政府に登録され、次いでCETECOM ICT Service GmbHが2003年12月19日に登録された）

■ 供給者適合宣言（SDoC）

提案 欧州の生産者によって発行されるSDoCは、有線端末だけでなく、無線機器についても、付加的な試験や管理要件なしに日本国内で受け入れられるべきである。

現在の状況 若干の進展。EBCは、2004年初めに日本政府によって、欧州同様、SDoCが導入されたことを歓迎する。しかしながらEBCは、この制度が有線通信端末に限られ、無線機器への適用が限定されることに失望している。

■ UWB機器の要求事項の整合化

提案 EBCは、UWB（超広帯域）無線機器の技術的要求事項に関し、世界および欧州の規格と整合をとるよう日本政府に要望する。

現在の状況 日本政府は、UWB技術に基づく無線機器を導入するための規制的枠組みを検討中である。UWBはIMT-2000システムおよびITM-2000以降のシステムによって使用される帯域を含む2～10 GHzの帯域を利用する既存の無線システムと干渉するおそれがあるため、UWBには懸念が付きまとう。ITU（国際電気通信連合）とCEPT（欧州郵便電気通信主官庁会議）も、他の無線システムを保護する世界的・地域的に整合化された技術的要求事項を設けるため、UWB問題に取り組んでいる。EBCは、世界的に整合化された規制に関してITUとCEPTが到達する結論を日本政府が尊重するよう期待する。

日本のIT政策

日本政府は、2005年までに日本をIT分野のリーダーにすることを目標に、日本における情報技術インフラを改善することを目指した国家的「IT戦略」に着手している。インターネットアクセス・コストは劇的に低下し、ブロードバンド・インフラへのアクセスに関しては日本は今や世界の先進国の仲間入りをしている。その一方、日本のサービス・プロバイダは、第3世代（3G）携帯電話等の分野の新しい情報通信技術を、世界の他のどこよりも急速に商業用途に導入しつつある。これは際立った国家的偉業であり、おおかた停滞気味の世界全体の情報通信技術市場環境における数少ない明るい話題の1つである。

ハーモナイゼーション

日本政府がIT政策を実施する際には、グローバル化へと向かう目下のトレンドを尊重することがきわめて重要である。EBCは、規格およびプラットフォーム開発への業界主導のグローバルなアプローチを支持するとともに、日本政府にもこうした構想を支援する兆しがあることを心強く思う。EBCは、正式参加者として総務省情報通信委員会に貢献する機会を与えられていることに感謝する。

EBCは、日本政府が2004年1月26日に供給者適合宣言（SDoC）を導入したことを喜ばしく思う。欧州ではこうした制度が導入済みで、急速に発展する電気通信市場においてメーカーが新製品を迅速に導入しやすくなっている。SDoC導入以前には、メーカーは認定機関から第三者認証を取得する必要があった。現在メーカーは、認証を受ける必要なしに、自社製品の技術的適合に対する責任を引き受けることができる。あいにく日本では、SDoCプロセスは限られた範囲の機器にしか適用されない。EBCでは、日本のSDoC制度は、欧州の場合と同様、すべての有線端末機器および特定無線設備をカバーする、できるだけ広範な基盤をもつべきであると感じている。

EBCは、とりわけUWBや3G無線技術および後継システムについての、移動体通信規格および規制のハーモナイゼーションに関してさらに協力するよう、EUと日本に要望する。

調達

特定のプロジェクトに関しての、細分化した資格審査手続、単独の調達先、選択的に開示される仕様は、外国企業が日本の官公庁に電気通信機器を供給することを依然妨げている。EBCは日本政府に対し、外国製電気通信機器の公共部門調達が民間部門と歩調を合わせたものとなるよう、情報開示、入札基準/性能仕様、資格審査手続、公開入札手続といった方面のさらなる改善を図ることを要望する。

医療・衛生

動物用医薬品
臨床検査機器・試薬（体外診断）
医療機器
医薬品

動物用医薬品

提言の要旨：

■ 製品の承認手続

提案 動物用医薬品申請の承認手続を、管理責任を明らかにし、重複手続をなくし、管理負担を減らすことにより改善すべきである。

現在の状況 悪化する状況。日本における動物用医薬品申請に対する承認の遅れと、承認手続に関わる高額な費用は、依然、日本市場に新製品を導入する妨げとなっている。2003年7月に食品安全委員会が創設されて以来、状況は悪化しており、承認手続はますます混乱を来し、遅れている。動物用医薬品専門調査会が公表する指針の解釈は柔軟性を欠き、調査会の委員は、しばしば科学的に根拠のない要請を申請者に対して行っている。

■ ワクチンの国家検定

提案 EBCは、医薬品の製造管理および品質管理に関する基準（Good Manufacturing Practice (GMP)）が導入され、製品適合性及び品質保証を確保するために自己宣言による規制メカニズムを働かせるという世界的な傾向が増えつつあることを考慮し、日本政府に対し、動物用生物学的製剤の生産品質を試験する国家検定を引き続き減らすよう奨励する。抗体を調べるためのすべての動物用体外診断薬に対して義務づけられている国家検定は廃止すべきである。ワクチンの強制的な国家検定は、欧州の一般的慣行と同様に、社内の品質管理試験に基づき製造業者が提出する簡単な通知書を添えた迅速なバッチリリースを認める制度に代えるべきである。

現在の状況 限られた進展。生物学的製剤（ワクチン）と動物用体外診断薬に関して、日本では国家検定が依然として義務づけられている。政府は、ワクチンに関してシードロット（seed-lot）制の導入を検討中であるが、それについての詳細も、また国家検定がその後廃止されるという予定も発表されていない。日本では、人体用体外診断薬において、肝炎やAIDSなどの重大な感染症の診断に用いられる診断薬にさえこのような要求条件は存在していないにもかかわらず、診断薬の国家検定を廃止する計画は今現在たてられていない。ヨーロッパでは、ほとんどの国が、製造業者の品質管理試験施設を認可試験施設と見なすことによって、ほとんどのワクチンについて、品質試験成績書及び検査用サンプルの提出を要求していない。

■ BES感染地域の反すう動物由来物質の使用

提案 BSE感染地域のリスク水準IIIとIVの反すう動物由来物質については、かかる材料に世界動物衛生機関の要求事項を満たし、欧州医薬品審査庁の非感染症証明（European Directorate for Quality of Medicines certificate）が付帯されている場合には、輸入を認めるべきである。

現在の状況 新しい問題。日本政府は、BSE感染国からのリスク水準IIIとIVの反すう動物由来物質を禁止し、動物用医薬品の生産者に大きな問題を引き起こしている。EBCとしては、製品の種類、原材料の入手先、生産工程で使用されるリスク軽減方法、製品が使用される動物の種類に基づくBSE問題へのリスクを基準としたアプローチをとるよう提唱する。

背景：

EBC Animal Health Committee Member Companies

Bayer Medical
Boehringer Ingelheim Shionogi Vetmedica
Intervet
Merial Japan
Novartis Animal Health
Virbac Japan

製品の承認手続

1995年に、日本政府は当初の申請から12ヶ月以内に新製品を承認することを約束し、またこの目標は、製造指針が発行されて以来、毎年再確認されてきた。ただ、この目標が達成されたことは希にしかない。日本における動物用医薬品の承認手続に関連する承認の遅れと高額な費用が、日本市場で新製品を発売することを阻み続けている。最近では世界各国で承認手続の合理化への流れが見られるのに反して、日本では、新製品申請のための書類に、日本だけが要求しているデータを追加して手を加えなければならない状況が続いており、行政上の非効率により手続が遅れることも多々ある。残念なことに、食品安全審議会の設立によって、多くの点で、この状況は悪化した。この新しい機関の設立により、元々複雑だった手続にさらに規制が課せられ、結果として、新製品の承認に更に長い時間がかかり費用が高むこととなるだろう。このような状況が続けば、企業が日本市場向けの製品の開発を取りやめることになる可能性もある。EBCは、即刻、以下の措置をとるよう提言する。

1. EUや米国をはじめとする他の国々で既に承認されている製品については、日本における追加の臨床試験を義務づけるべきではない。
2. 獣医師が既に広く使用しており、獣医学の文献でもその有効性が十分に実証されている人体用医薬品については、日本における追加の臨床試験を義務づけるべきではない。
3. 小動物用品の催奇形性試験は、その製品が妊娠している小動物用のものでない限り、廃止すべきである。
4. 現在、日本で人体用医薬品において可能であるように、日本語の要約添付を条件に、新規の動物用医薬品の申請および動物用医薬品の輸入申請で、英語による報告書の提出を認めるべきである。

家畜への抗生物質使用に関するリスク評価ガイドライン

日本政府は、現在、家畜への抗生物質使用に関するリスク評価ガイドラインを策定中である。EBCは、このイニシアチブを支持する。抗生物質は、日本において、半世紀以上使用されてきており、畜産業の発展と、安定した食品供給の発展に貢献してきた。しかしながら、ゼロリスクを達成できないという事実を認識しつつも、抗菌耐性のリスクを軽減する有効なリスク評価ガイドラインを策定することが重要である。EBCとしては、日本政府に、海外の資料も含め、科学的証拠に基づき抗生物質使用のリスクと利益の双方を考慮したガイドラインを策定するよう強く要請する。

薬事法の改正

改正薬事法が2005年4月に施行されるが、日本の動物用医薬品事業の運営に広範囲な影響を及ぼす可能性がある。品質管理を行うため薬剤師を雇用しなければならないという明示の義務に関しては、業界に大きな混乱が続いている。EBCは、日本政府に対して、これらの問題を明確にするよう強く求める。特別な資格より「仕事をする」能力を重視するようEBCは提言し、動物用医薬品あるいは自然科学といった関連する分野について経験と資格を有する職員もまた、品質管理を行えるようにすることを望む。

ブランド別リスト

抗生物質とその他の飼料添加物のブランド別リストを（成分別リストに代わるものとして）、欧州と同様に、日本でも導入すべきである。現在の制度は、製品の開発に要した多大な費用と時間、高度の知的財産性を十分に認識していない。ブランド別リストは、新薬のみならず、既存の医薬品の再評価および人体における薬剤耐性問題等、日本政府による継続的な調査の再評価にあたり、安全性データの提出要請に対する生産者の責任を明確にするのに役立つはずである。

臨床検査機器・試薬（体外診断）

提言の要旨：

■ 保険点数の改定

提案 より合理的で透明性ある臨床検査の保険点数（検体検査実施料）の改定プロセスを確立し、かつ検査の品質（精度、正確性、臨床検査体制の認証）、スピード（緊急対応、ポイント・オブ・ケア、診察前検査）、チーム医療への貢献（患者情報に基づいた数値以外の情報、リスクマネジメント）等の切り口により、各々の臨床価値に応じた保険点数を設定するべきである。更に臨床検査の医療における特殊な役割、他の診療報酬と比べて非常に大きな削減対象となってきた経緯等を考慮した今後の改定を望む。

現在の状況 状況はむしろ悪化。2年ごとに行われる臨床検査の保険点数削減の検討プロセス、決定方法、その合理的な根拠等の情報は公開されていない。同じ検査項目でも検査体制、測定方法、利用状況等によって臨床上の価値は異なるにも関わらず、現制度では同じ検査項目は全て同じ保険点数であり、よりよい検査を実施することに対してある意味ではマイナスのインセンティブとなる仕組みになっている。また臨床、経済性、技術面において旧来製品とは異なる利点を有する新製品でも同じ検査項目ならば旧来製品と同じ保険点数である。尚、日本の臨床検査の実勢価格は海外と比較して同等あるいはそれ以下のレベルにある。

■ 製品承認制度

提案 日本だけで要求される製品申請のための特殊なデータ要件の排除、革新的製品を優先審査するファースト・トラック・レビューの導入、新しい診療報酬分類（D1/D2）の要件の明確化、グローバルスタンダードに基づく製品のリスク分類化を進めるべきである。

現在の状況 2002年7月の薬事法改正の結果、リスク分類に基づいた第三者認証制度や自己認証制度の導入、安全対策の強化等により国際整合により近づいた制度の構築が実現されつつあるが、一方では日本独自と思われるようなリスク分類、データ要件等、解決すべき問題が依然として残されたままである。

■ DPC（診断群別包括支払い制度）

提案 国民の健康及び安全の確保について最終責任を負う政府当局が指導的な役割を担い、専門医らのコンセンサスに基づいた臨床検査に関する疾病治療ガイドラインを策定、実施して、ケアの効率、標準化、正確性を向上するとともに、誤診事故、治療・診断ミス等のリスクを低減するべきである。

現在の状況 新たな問題点。2003年から特定機能病院において導入されたDPCの導入により臨床検査はコストセンターとして認識されるようになったが、人員や検査数の削減、外注化などコスト削減だけを最優先した施策が取られ、本来、臨床検査が果たすべき役割を全うする環境やインフラが悪化している。

医療における臨床検査（体外診断機器・試薬）の役割

臨床検査（検体検査）は病院、検査センター、血液センター等にて実施されており、疾病の予防、早期発見、診断、治療のモニタリング、薬剤副作用の把握に欠くことのできない医療の基盤となっている。今後とも院内感染の防止、入院日数の低減、医薬品利用の適正化、リスクマネジメントの推進等を通じて、医療の質と患者さんQOLの向上、総医療費の適正化を促進するために、臨床検査が果たすべき役割は大きい。

臨床検査を取り巻く環境

2004年4月の保険点数改定において臨床検査（検体検査実施料）は10%削減され、平成元年以来累積で40%以上の削減となっている。特に2002年と2004年はそれぞれ二桁の削減が実施された。いわゆる「検査漬け」と言われた過去の状況は大きく変わり、今や臨床価値の高い検査までも抑制される傾向が散見される。日本における臨床検査の実勢価格の多くが、既に海外と比べて同等以下となっており、臨床検査メーカーの利益も大きく落ち込み、最新の技術の開発及び日本市場への導入も非常に厳しく、このままでは優れた臨床検査の安定供給にも陰を落としかねない。

一方、臨床検査の特殊性、専門性のため、臨床検査そのものは、患者だけでなく、医師や看護師、病院経営陣などの医療従事者から見ても、顔が見えない、ブラックボックスとなっている。

2003年4月に導入された特定機能病院における入院医療の包括評価（DPC）などに代表される包括医療の推進をはじめとする医療費削減プレッシャーの中、臨床検査は格好のコスト削減ターゲットになっており、この結果、医療の質、患者の視点に基づいた医療を実践、拡充していくためには不可欠なインフラが知らず知らずのうちに侵食されている。

臨床検査はコスト削減のターゲットではなく、臨床検査の様々な付加価値である患者QOL、医師への臨床支援、リスクマネジメント、病院経営への参画、医療経済への寄与などと、コストの比較分析を行ってメリハリを付けた施策を行う必要がある。最新で正確な臨床検査に基づく診断と治療によって医療の質を上げ、医療システムの全体的な効率を向上するような改革が必要である。

現在、臨床検査の特殊な役割や臨床価値について適切な理解がされていないとは言えず、臨床検査はその重要な役割を十分に果たすことができない環境に追い込まれている。総医療費に占める割合が微小に過ぎない臨床検査を医療費削減の対象とするのではなく、医療の質を改善し、医療システム全体の効率を向上する医療改革を推進するためには、むしろ臨床検査を積極的に活用すべきである。

製品承認審査方式

EBCは長年にわたり、低リスク製品に対する簡略な届出制を含むリスク分類に基づいた製品承認制度の導入を提言し続けてきた。2002年7月に薬事法が改正され、2005年4月の施行に向け現在法の整備が行われているところであるが、この改正において欧米で行われているリスク分類の考え方が導入され、体外診断用医薬品においてもリスクに応じて第三者認証、自己認証制度が採り入れられたことはおおいに歓迎するところである。その一方で、申請料の値上げ、GHTFとは異なるリスク分類方法、日本独自の申請データ要求、更に今後実際の運用の中で迅速に審査が実施されるか等、さまざまな課題がなお残っている。

医療機器

提言の要旨：

■ 償還価格

提案 日本政府は、その設定する医療機器の償還価格に、個々の医療措置の経済的/臨床上の便益を十分に反映させるべきである。医療機器の購入後は、医療機器の保守および運用に要する費用にも考慮が払われるべきである。

現在の状況 進展なし。日本の総ヘルスケア経費中に医療機器が占める割合は僅かであるにもかかわらず、先端医療機器の高価さは、日本においてヘルスケア経費が高騰する主因としてしばしば取り上げられている。償還費用は、機器の保守および品質保証に重点をおきつつ、医療装置のランニングコストも反映すべきである。

■ 製品承認手続

提案 日本市場に新製品を導入するにあたって要する時間と費用を削減するため、さらなる改革が必要である。日本政府は、体外診断薬等の他の製品の場合に行ったように、一定の時間内に医療機器を承認する目標を設定し、これを実施すべきである。2005年4月から実施予定の薬事法(PAL)改定が効果的に実施される為には、適切な移行期間(最低2年)が導入されるべきである。

現在の状況 制限された進展。日本市場に新製品を導入するにあたって時間と費用がかかることにより、日本の患者が利用できる治療の種類と品質に深刻な悪影響が生じている。EBCは、来年4月に有効になる薬事法改定の結果、申請者の負担が増えることを懸念している。この新しい法の下での申請条件および手続きに関して多大な混乱が生じている。EBCは日本の政府に対し、できるだけ早くこれらの問題を明確にするよう強く求める。

■ 相互承認

提案 EBCは、日本の関係官庁に対し、製品承認審査の無用な重複を避けるべく、医療機器規格を欧州のそれと整合させるよう強く求めるものである。EUと日本の間の医療機器に関する相互承認協定についても、可及的速やかに協議されることが望ましい。

現在の状況 進展なし。先頃EUと日本の間で締結された相互承認協定には医療機器は含まれていないことに、EBCは落胆している。

■ 医療部門の構造改革

提案 ヨーロッパの多くの国々で認められているように、日本でも私企業に病院を所有・運営することを認めるべきである。

現在の状況 若干の進展。2003年発表された規制緩和の一環としての「特別規制緩和特区」においては、株式会社が医療施設を所有・運営することができるようになった。しかし、これらの施設は、制限された範囲の措置で医療サービスを提供することしか許されておらず、かつ地方当局の承認を要するものとなっている。

背景：

EBC Medical Equipment Committee Member Companies

Agfa-Gevaert Japan
B.Braun Aesculap Japan
Biotronik Japan
Centerpulse Japan
Domier MedTech Japan
Draeger Medical Japan
Edaptechnomed
ELA Medical Japan
Elekta
Fresenius Medical Care Japan
Gambro
Laerdal Medical Japan
Macopharma Japan
Nippon BXI
Oxford Instruments
Philips Medical Systems
Porges
Radiometer
Sata
Siemens-Asahi Medical Technologies
Smiths Medical Japan
Sorin Biomedica Japan
TUV Product Service Japan

ヘルスケア制度改革

日本のヘルスケア制度改革の勢いは依然衰えていない。日本政府は、引き続き、保険償還制度のもとでの払戻価格を削減しつつ、民営化による病院改革を含めた効率改善の途を探っている。しかしながら、EBCは、ヘルスケア経費高騰と急速に進む社会の高齢化に対する政策対応が、明確なヘルスケア上の長期的な目標に基づくものであるよりも、なりふり構わぬ短期的なコスト削減策に焦点を合わせていることを懸念している。様々な種類の患者の治療方法が保険の適用範囲から大幅に削られたことは、21世紀のヘルスケア需要と歩を一にして革新的な新しい療法を開発しようとしている企業の意欲をそぐものである。

最新の医療機器の高価さが、日本におけるヘルスケア経費高騰の主因として引き続き取り上げられていることにも、EBCは失望している。医療機器が日本の総ヘルスケア経費中に占める割合は、ごく僅かである。この僅かな投資コストなど、患者治療の質の向上や入院および薬剤使用にともなう経費を節減するために医療機器が秘めている大きな可能性を前にしては、霞んでしまうはずのものである。

保険の適用範囲

日本においては、医療機器メーカーは、医療機器を使用する医療機関が製品原価を回収できるように、医療保険適用の申請を行わなければならない。EBCは、日本政府により設定される償還価格が、個々の医療機器がもたらす経済・臨床上の便益を十分に反映していないのではないかと案じている。問題の一因は、保険制度において定められている分類基準にある。このまま機能別区分の数が削減され続けられれば、本当に革新的な技術の便益を認識する有効な償還メカニズムを確立することが、一層妨げられることになるのではないかと、EBCは感じている。しかし、最大の問題は、償還価格の大幅な削減によりコストを引き下げたいという近視眼的な願望にある。外国製品の基準価格設定により特に大打撃を受けるのは、外国製医療機器なのである。EBCは、個々の製品の便益を十分に反映する償還価格を設定するためのより明確なカテゴリーを確立することを、厚生労働省に対し提言する。

製品承認を巡る規制環境

EBCは、長年にわたり、革新的な新しい医療機器を日本の医療制度に導入する際に要する時間とコストを削減することを目指して、日本の医療機器の承認・品質評価プロセスを改革するよう提言してきた。未解決の問題は次のとおりである。

- 多数の機能別カテゴリー（例えば、A1およびA2カテゴリー）の分類基準があいまいである
- 法定の機能別カテゴリーと、日本の検査所の検査官が実際に決定する価格との間にずれがある
- ISO規格の使用が限られている
- 新しい医療機器の販売認可までに時間がかかる

低リスク製品について第三者認証制度を導入することや下請け製造を許すとの約束は、EBCにとって歓迎できることだが、2005年4月に実施される予定となっているその他の改革により、生産者への規制上の負担は、EBCが長らく提唱してきた軽減ではなく、増大の方向に向かうのではないかとEBCは懸念している。申請料は値上げされる予定であり、生産者は承認手続においてもっと厳しい人員上の要件が課されるのではないかと身構えている。新たなEMC基準適合規制の導入、なかば強制的なバーコード貼付、そして新製品の承認申請内容の厳格化によってもまた、コストが増大する可能性がある。この事態は、これまでの製品以上に広い範囲で、新しいテクノロジーに影響を与えることになるかもしれない。

医療部門の構造改革

EBCは、医療施設の経営主体に関する規制緩和についての小泉内閣の最近の尽力を支持する。EBCは、株式会社に医療施設の所有を認めることにより、経営効率が上がり、日本政府が医療支出を抑制するのに役立つと思っている。

医薬品

提言の要旨：

■ 薬価算定に関する改革

提案 EFPIA Japan（欧州製薬団体連合会在日執行委員会）は、日本政府に対し、画期的な新薬に対する評価を充実するという決定に忠実であることを強く求める。

現在の状況 限られた進展。本年4月1日に薬価改定が実施され、全体で平均約4.2%の薬価引き下げが行われた。同時に、昨年より問題提起されていた薬価算定ルールが見直された。これは新薬、既収載品ともに有用な医薬品に対して、より高く評価するものである。一方、外国平均価格調整の方法等の課題も残されており、次回の改定まで論議が持ち越される見通しである。EFPIA Japanは、恣意的なあるいは不合理なルール変更が行われないよう希望する。

■ 医薬品の承認審査

提案 EFPIA Japanは、新しい機関、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）により、審査および承認過程の効率化を図られ、評価の質を向上させると共に、製薬企業が負担する費用に見合ったより良いサービスが提供されるものと期待している。

現在の状況 若干の進展。PMDAは、2004年4月に予定どおり設立された。PMDAが設立されてからまだ数ヶ月しか経っていないことから、その業績を評価することは難しい。PMDAは、新しい審査官の確保に努めているようではあるが、現在のところ職員の絶対数は、予定した人数に足りない。EFPIA Japanは、PMDAが十分な数の適切な職員を採用できるよう期待している。

PMDAの新しい相談制度では、新医薬品承認申請（NDA）の審査結果は、治験相談の結果とより一貫性のあるものとなるよう期待している。医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センターとの合併が、これを可能にできるものと、EFPIA Japanは信じている。

EFPIA Japanは、また、主要病院における集中的かつ定期的なモニタリング等を通じて、PMDAが薬剤安全管理モニタリングに大きな役割を果たすものと期待している。

■ 知的財産の保護

提案 EFPIA Japanは、日本政府に対して、日本製薬団体連合会（FPMAJ）が提出した要望書に応じて、承認審査データの8年間の保護を法制化するよう強く望む。

現在の状況 大幅な進展。2004年4月、医薬品業界は、厚生労働省（MHLW）に、8年間の承認審査データの保護を求める要望書を提出した。EFPIA Japanは、この動きを支持しており、厚生労働省が直ちに適切な対応をとることを望んでいる。

背景：

EFPIA Japan Member Companies

Actelion Pharmaceuticals Japan
Amersham
AstraZeneca
Aventis Pasteur
Aventis Pharma
Bayer Yakuhin
Bracco-Eisai
Chugai Pharmaceutical
Fournier Japan
Fresenius Medical Care Japan
GALDERMA
GlaxoSmithKline
Guerbet
Janssen Pharmaceutical
Leo Pharmaceutical Products
Lundbeck Japan
Merck
Nihon Schering
Nihon Servier
Nippon Boehringer Ingelheim
Nippon Organon
Novartis Pharma
Novo Nordisk Pharma
Sanofi-Synthelabo
Schwarz Pharma Japan
Serono Japan
Solvay Seiyaku
UCB Japan
ZLB Behring

概要

4月30日、厚生労働省は、医薬品産業ビジョンに掲げられたアクションプランの進捗状況を公表した。医薬品産業を育成することは、国民の健康の増進、医療の進展、医療の効率性の向上に不可欠であることから、医薬品産業ビジョンを遂行することは極めて重要である。このような環境は、現在、米国にも存在しており、G10 医薬品レポートによれば、ヨーロッパも今この方向に向かって進んでいる。新設された PMDA が優れた成果をあげることが、画期的な新薬をより迅速に上市することにつながる。しかしながら、患者の新薬へのより早期なアクセスを実現するためには、審査時間を短縮するだけでは十分ではない。ヨーロッパ、米国、日本において、同時に新薬の承認申請を行うことが可能となるような制度が必要である。EFPIA Japan は、国際競争力強化には国際基準の遵守が不可欠であると考えられる。

薬価算定に関する改革

厚生労働省は、2年ごとに薬価を改定している。薬価改定により、過度の薬価差（や国民医療費に対する薬剤比率に係る問題は改善されている。しかしながら、財政調整の観点から、長期収載医薬品についてはさらなる価格引き下げが実施された。これは、市場実勢価格を償還価格に反映させるという薬価改定の原則に反するものである。

薬価算定方式は、2000年にルール化されて以来、2度見直されている。それにより、有用な新薬に対してはより高い評価がなされるようになったが、大幅な改善には至っていない。また、外国価格が関係するルールの見直しは、改定のたびに取りざたされている。EFPIA Japan は、世界の多くの患者と同じように、日本の患者も早期に新薬を手にできるよう、また薬剤の安定提供を確保できるよう、公平なルールに基づいて新薬の薬価が評価されることを望んでいる。

医薬品の承認審査

薬事法の改正により、2005年4月に、新しい認証制度が実施される。輸入及び製造に関して現在与えられている免許は、来年4月から、卸売と小売に関して与えられ、既存のもの新しいもの双方のすべての医薬品に適用される。さらに、この改正では、承認が与えられた製品の品質を保証する新制度が義務づけられる。

さらに、日本における治験環境を改善するため、厚生労働省は、文部省とともに、作業部会を設立し、治験活性化のための3カ年計画を策定した。この計画の一環として、大規模治験ネットワークが構築され、550を超える医療機関が、この国家規模のネットワークに参加している。EFPIA Japan は、治験環境の改善を目指すこれらの動きを支持する。

知的財産の保護

知的財産戦略本部は、日本の産業の国際競争力の強化を図るため2003年に内閣に設置されたものだが、2004年に向けアクション・プランを発表した。アクション・プランには、承認審査データ保護、職務発明の対価、医療関連行為の特許保護のあり方といった、医薬品産業に直接的な影響を与える項目が含まれている。

ヨーロッパでは、8+2+1年の調和されたデータ保護制度を含む新たな薬事法制度が、2004年3月に最終的に承認された。新しい制度のもとで、8年間のデータ保護と10/11年間の販売保護が加盟国全体で規定されている。日本では、先発医薬品業界と後発医薬品業界間の激しい論争の結果、日本製薬団体連合会 (FPMAJ) が、業界の両者を代表して、8年のデータ保護の要望を今年4月に厚生労働省に提出した。EFPIA Japan は、原則としてこの動きに賛成である。

発明者に対して非常に巨額の対価を支払うべきことを認めた最近の裁判所決定の悪影響を軽減する目的で、法案が国会に提案され、今年5月に可決された。EFPIA Japan は、この法案に反対であり、昨年10月、特許法の関連規定の完全なる廃止を要請する意見書を提出した。EFPIA Japan は、引き続き動向を注意深く見守っている。

消費財

化粧品
切花
食品
酒類

化粧品

提言の要旨：

■ 医薬部外品の規制改革

提案 EBCは厚生労働省に対し次のことを強く要請する：

1. 許可成分の透明性を高めるため、成分名リスト、規格、配合量、製品カテゴリおよび関連の効能表現を開示する。
2. 医薬部外品の新規成分承認に関し、新規有効成分の承認申請に関する規制の緩和、及び添加剤は自己責任の下使用できるよう認める。
3. 医薬部外品の承認に至る標準事務処理期間の短縮、及び承認事項一部変更承認の更なる標準事務処理期間の短縮を図る。
4. 医薬部外品の新規効果効能の承認申請に関する規制の緩和並びに
5. 化粧品における全成分表示の実施と同様に医薬部外品についても全成分表示を実施する。

現在の状況 医薬部外品の現状の制度は、依然として透明性に欠けている。また、医薬部外品の新規有効成分の承認申請も独自の強い規制がかかったままである。さらに、新規化粧品成分を医薬部外品に配合する場合、医薬部外品添加剤としての承認が必要であり、特に薬用化粧品における添加剤の拡大を制限していると思われる。医薬部外品の全成分表示に関しては、それを実施すべく当局と我々を含めた業界団体との調整が進んでいる。この動きをEBCは高く評価している。

■ 化粧品の規制改革

- 提案**
1. 厚生労働省は欧州委員会（EC）の規制機関および科学諮問委員会（SCCNFP）と連絡をとり、ポジティブリストとネガティブリストを調和させる。
 2. 厚生労働省はヨーロッパの関係当局と調整して、ポジティブリストに関し、相互に納得のできる安全基準を設定する。
 3. 製品の革新をサポートし、製品の国際的流通を可能にするため、効果効能表現をさらに拡大し、現行のヨーロッパの制度に合わせる。

現在の状況 ポジティブリスト及びネガティブリストの欧州のそれらとの統一化は依然として不十分である。厚生労働当局は欧州の関係当局と、ポジティブリスト及びネガティブリスト収載成分に対する共通の安全性基準を作り、日本と欧州の両リストのさらなる統一を実現してもらいたい。安全性基準に関しては、欧州における動物実験の禁止等の動きを十分考慮することも必要と考える。

効能効果表現についても依然として画一化されたままであり、製品差別化の障害になっている。

背景：

EBC Cosmetics Committee
Member Companies

Beaute Prestige International
Chanel
Charles Raith Japan
Clarins
Elle International
Estee Lauder Group of Companies
Henkel Japan
LVMH
Nihon L'Oreal
Nihon Coletica
Nippon Lever
Nivea Kao
Pierre Fabre Japon
PUIG Japan
Wella Japan
Yves Saint Laurent Parfums

化粧品を取り巻く環境の更なる改善

今年、医薬品成分の化粧品への配合規制の見直しなどがあり、化粧品に対する規制の緩和はさらに進みつつあるように思われる。しかし、欧州の化粧品に関する規制と日本のそれとの間には、依然としてその内容においてかなりの相違が存在している。EBCとして特に以下の二つの点に関して現行制度の見直しの検討を提案したい。

第一は、日本のポジティブ及びネガティブリストの内容が欧州のそれぞれのリスト内容との共通性が不十分であること。このことにより、欧州の化粧品メーカーはその製品を日本で上市する場合に処方変更を強いられる場合が少なくない。特にポジティブリストについて、欧州で汎用されている防腐剤、紫外線吸収剤及びタール色素と、現行の日本のポジティブリスト収載成分との共通性を高めるため、日本と欧州との間で安全性評価基準の共通化を図り、安全性データの共有化を進める事が必要である。さらには、欧州ポジティブリスト収載成分の欧州での使用実績等に関して、欧州当局から十分な情報収集を行い、可能な限りの早さで現行日本のポジティブリストの見直しを期待する。

第二は、化粧品の効能効果とその表現において、あまりに画一的であること。2001年には55の効能効果表現にまで拡大された。しかし、これらはかなり一般的な表現に留まっており、製品の差別化が困難な状況が相変わらず続いている。欧州においては、化粧品の効能効果の表現は十分な効能効果実証データに基づき企業責任のもと行っている。EBCとしては、このような欧州の制度を日本でも導入するのが望ましいと考えている。ついては、現行の55種の効能効果表現の画一化が改善され、製品の差別化が可能な効能効果表現が可能な環境が実現されることを希望する。

上記の二点と観点は異なるが、2001年の化粧品の規制緩和で一般化粧品の承認制度が廃止されたことに伴い、安全性及び品質保証体制を実質的に持たない業者が化粧品を並行輸入販売していることが多々見られる。この行為は消費者保護の立場から考えて、決して好ましいことではない。今後、改正薬事法のもと“製造販売業”制度により、このような行為が無くなってゆくことをEBCは期待している。

医薬部外品の規制改革の必要性

欧州で化粧品として位置付けられている製品カテゴリーが、日本では、薬用化粧品（美白製品等）をはじめ医薬部外品（制汗剤、育毛剤、脱毛剤、浴用剤、薬用歯磨剤、染毛剤等）として取り扱われ、化粧品をはるかに超える規制が存在している。EBCは医薬部外品制度を否定する立場には立っていない。しかし、現行の医薬部外品制度にかなり改善する点があることを言い続けて来ている。それは、有効成分に関する情報（成分名、規格、配合量、製品カテゴリー、効能効果等）の開示が不十分で透明性に欠けること、新規有効成分の承認に多大なコストと時間がかかること、新規化粧品成分の添加剤としての配合に対する制約の存在である。医薬部外品の中でも特に薬用化粧品市場参入の機会増大のために、上記の及びの改善のための検討が早急に行われることを期待する。また添加剤として使用される成分は、化粧品成分として汎用されているものがほとんどであり、自己責任のもと承認制度を経ずして使用可能とされたい。

EUにおける化粧品規制の動向

欧州（EU）においてはEU評議会指令76/768EEC修正案（7次改正）により、化粧品に対して新たな要件が加えられる。動物試験の禁止、香料関連アレルギー物質からの消費者の保護、開封後の製品品質保持期限の表示がその主なものである。このような欧州における新たな化粧品規制に関して、日本当局は欧州当局と十分に情報交換を行うことを期待する。それにより近い将来、部分的にでも両地域の規制の違いを解消する“互換性”が提案されることを強く希望する。

切花

提言の要旨：

■ 植物検疫規制

提案 日本の非検疫動植物リストの枠を、切花に見られるすべての無害動植物を含めるように広げるべきである。EBCは、日本政府に対し、現在の出荷停止原因の80-90%を占めている主要害虫（ダニ、アブラムシおよびアザミウマ）に検疫対象を絞ると共に、日本で当たり前の存在となっている全動植物の「許容度ゼロ」の慣行を廃止する方向での手続を加速するよう勧告する。

現在の状況 進展なし。 各国がGATTの「衛生および植物衛生」の章に定められた条文（あるいは、少なくともその精神）に沿って、植物検疫規制の改正を進めている中で、日本だけは依然、足並みを揃えようとしていない。国際交渉は長い年月をいたずらに費やすばかりで、目に見える成果を上げるには至っていない。日本は植物検疫規制を利用して、切花の輸入を制限していると思われぬ。日本政府は、病害虫危険度解析（Pest Risk Analysis）の見直しを始めたが、これが何らかの改善に結びつくかは不確実なままである。

■ 薫蒸の費用

提案 日本の空港での薫蒸の費用を削減するため、薫蒸業務の提供者間の競争を促進するよう奨励すべきである。高額な費用が続くようであれば、日本政府は、例えば上限価格を導入するなどして、先を見据えた介入を行うよう、EBCは提言する。

現在の状況 進展なし。 2001年3月、日本公正取引委員会は、成田空港で薫蒸業務を行っている2社の間に不公正な取引があるとの主張に基づき調査を開始した。長期にわたる調査と審問手続の後に、公正取引委員会は、2003年12月に、関係する2社の間の価格協定及びその他の共謀行為（例：受注調整等）の排除を求める最終決定を下した。EBCは、公正取引委員会の介入によって、成田空港での薫蒸業務の価格が下がることを願っていたが、まだ価格は下がっていない。

■ 検査・取扱施設

提案 貯蔵倉庫および発送エリアにはさらなる改善が必要であり、特に輸入品の最大量を取り扱っている成田空港には、徹底した改善が求められる。EBCがそもそも6年前に要請したとおり、ピークシーズンの検査能力を高め、午前6時から検査を開始できるようにすることが望まれる。

現在の状況 若干の進展。 検査能力はこの数年で改善され、休日および時間外に請求される手数料も減額された。貯蔵倉庫についても改善がみられ、6月から9月にかけては、冷却機付温度制御貯蔵庫が現在では使用できるようになっている。これらのサービスのための費用も減額された。しかしながら、改善の余地は今なお大きいこと、即ち日本の大半の国際空港にある施設は、切花やその他の生鮮品を大量に扱うには依然として不十分であることを、EBCは特に指摘しておく。

日本の切花市場

日本の切花市場は世界最大の規模である。EBCは、個人消費の伸びとともに拡大しつつある切花市場には大きな可能性があると考えているが、大量の消費商品を、現在よりも低価格で供給できるようにならない限り、現状は大きく改善されることはないであろう。日本の生産者は、例えばオランダの場合のように、切花が、長年、国の産業の象徴であるような規模の経済を達成するには至っていない。一方、欧州の生産者は、低価格で大量輸入の花卉が輸入されるのを阻む数々の貿易障壁のために、この比較優位を生かせずにいる。その結果、日本の切花市場において輸入切花が占める割合は7-8%にすぎない。

主な貿易障壁

制限的な植物検疫規制が、現在までのところ切花貿易にとっての最大の貿易障壁となっている。理論的には、「許容度ゼロ」基準は、GATTウルグアイ・ラウンド協定の「衛生および植物衛生」の章を根拠として、有害と目される動植物にのみ適用されるべきである。1996年には、日本の植物防疫法にリスクアセスメントに関する章が追加された。しかし、実際のところ、日本政府が有害動植物と無害動植物の実用的な区別を行っていないため、この改正も、これまでのところ、切花輸入に対して何ら影響を及ぼすに至っていない。例えば、アザミウマ、ダニ、アブラムシなどは日本の至る所で見られる昆虫であるにもかかわらず、新しい非検疫有害動植物のリストに記載されていない。日本政府は非検疫害虫を増やすようにというEUの要請をこれまで拒絶してきた。先頃ようやく、日本政府は、数種の動植物について許容レベルを導入する意向を示し、検査がオランダの出荷前検査施設で現在実施されている。EBCは、許容レベルを可及的速やかに導入するよう要請する。

日本の国際空港のインフラストラクチャーも、何としても改善が必要である。薫蒸、冷房および倉庫保管の費用は世界でも高額なレベルにあるが、これはひとつには、空港施設業務を提供している企業間に事実上競争が無いことが一因となっている。EBCは、成田空港における薫蒸業務の提供業者間の談合疑惑に関する日本の公正取引委員会の調査が、通関手続地における切花輸入業者のコストの削減につながることを期待している。しかし、これまでのところ、その兆しはない。

空港施設業務の費用が法外であることに加えて、施設自体も非常に混雑しており、出荷物を迅速に捌くには不十分である。到着貨物が検査や通関に回されるまでにも、また通関貨物の出荷にも、時間がかかりすぎる。これが日本への切花輸入事業に不要なコストを上積みさせることとなっている。

検査スケジュールの拡充、休日手数料と時間外手数料の削減や植物検疫官の増員により空港での検査手続を改善しようとする最近の試みを、EBCは歓迎している。EBCは、日本政府がこの方針を貫いてくれることを切望している。最終的には、検査済みの花卉を通関手続地において再検査する現在の方式を、無作為検査制度に代えることを期待している。これは長らく要請してきたことなのだが、未だ、いかなる措置も講じられていない。

その他の問題

日本法のもとでは、最初の入国地点で輸入生鮮品の検査手続を済ませることになっている。植物検疫検査が行われる別の空港へ密閉容器で空輸して、通関手続を済ませることはできる。しかし、密閉容器をトラックで輸送することはできない。これは許可されて然るべきである。

最後に、植物に対する輸入税は3.0%となっているが、これは日本への切花輸入コストをさらにつり上げるものであるため、EBCとしてはこの輸入税を撤廃するよう日本政府に促したい。

食品

提言：

■ 食品安全、品質、選択 & 価額

背景

かなりの数の高品質の食品が日本に輸入することはできないか、あるいは不必要に高価なものとなっている。これは、懲罰的関税のみならず、制限的かつ煩雑な規制が課されていることに起因するものである。そのしわ寄せを受けているのは日本の消費者である。食品の安全は日本にとって優先課題のひとつである。2001年9月からのBSEの発生、そして最近の鳥インフルエンザの発生により、日本では、国内企業の不正行為と管理ミスとが相まって、食品に関する被害妄想とも言うべき事態が発生した。残念なことに、日本と海外双方で、良心的な食品生産者および輸入業者もがともにこの副次的な被害を被った。

食品の安全は、長年にわたり、EUの重要課題であった。2002年には欧州食品安全機関（European Food Safety Authority）が設置され、加盟国はそれぞれの国家食品安全機関を設置した。日本政府は、2003年に、食品安全委員会を設置している。残念なことに、これによって、欧州の食品生産者および輸入業者が懸念を示している主たる分野に、実質的な変更がもたらされるまでには至っていない。

食品輸入には、より合理的なアプローチがとられる兆候があったはずだが、ほとんど進展は見られない。例えば、欧州や米国の添加物の使用基準を承認するよう日本当局を納得させるのが困難であることは証明済みである。

EBCの食品委員会（Food Committee）の使命は、欧州でたやすく手に入る食品を、合理的な価格で日本でも提供できるようにすることである。日本の消費者は、どうすれば、食品に関して、より安全な、高品質の、選択肢に富んだ、価値の高いものを手に入れることができるのだろうか。ほとんどは数年前から言ってきたことだが、いくつかの提案を以下に述べることにする。

■ 食品添加物

提案

日本の食品添加物リストを近代化し、FAO/WHO合同食品添加物専門委員会（JECFA）のような団体が規定した国際的基準と一致させるべきである。第一段階として、2002年12月に厚生労働省（MHLW）が、「優先的」審査を受けるべきものとして推奨した46のすべての物質を、可能な限り短期間で承認すべきである。同様に、ソルビン酸、ソルビン酸カリウム、二酸化硫黄といった一般的な保存料の使用基準を見直し、輸入食品が不利にならないようにすべきである。

現在の状況

進展なし。日本の食品添加物リストの範囲は、他の先進工業国からいまだに大幅なずれを示している。日本で認可されている800種類を超える添加物のうち、JECFAが認めているものは僅か294である。一方、JECFAが認めているその他の600を超える添加物は、世界中で広く使用されているにもかかわらず日本での使用を認められていない。これが、長年にわたって欧州産の食品を日本に輸入する際の障壁となってきた。かかる問題点を認識して、厚生労働省は自らの食品添加物に関する政策を再評価し、企業からの承認申請を待たずにJECFAが受け入れている物質やEUや米国で使用が承認されている物質の再審査を始めている。

提言（続き）：

EBC Food Committee Member Companies

Arcane
Arla Foods Ingredients (Japan)
CMA
Danisco
IKEA Japan
Japan Europe Trading
Nestle Japan
Norwegian Seafood Export Council
PURAC Japan
Puratos Japan
Sweden Food & Forestry
Tozai Group

現在の状況
(続き) 2002年12月19日に、日本での承認が可能かを審査するため食品衛生審議会にさらに46の「優先的」物質のリストが厚生労働省から提出された。ここで書いたように、厚生労働省がこれを発表してから約2年になるというのに、いまだどれも承認されていない。審査手をスピードアップするよう求める。EBCは、また、日本で既に承認されている添加物の使用基準によって欧州の食品の輸入が差別されないよう、内容を修正するよう求める。現行の規制は過度に複雑で、当局が、自身も、どれが合法的でどれが合法的でないかを決定できないこともしばしばである。また、日本の多くの食品よりはるかに低い水準のソルビン酸、ソルビン酸カリウムおよび二酸化硫黄といった一般的な防腐剤しか含んでいない欧州の食品が、輸入を認められていない。このような状況も、また取り上げられるべきものである。

■ 関税

提案 食品の関税率、特に日本の食品製造者が使用する、チョコレート、パン品質改良剤、ミックス粉、アイシング、グレーズなどの原料の税率を引き下げるべきである。

現在の状況 進展なし。多くの食品分類について、日本の輸入税は、主要な貿易相手国の輸入税よりかなり高い。欧州の食品のほとんどが独特のもので、日本の食品会社を脅かすものではないことから、このような政策から恩恵を受けるものはいないと思われる。さらに、これらの輸入食品の多くは日本の食品メーカーが使用するものであり、したがって、コストがかかりすぎ、生産拠点の中国への移転を余儀なくされている会社もある。

■ 植物防疫国境管理

提案 日本の非検疫 動植物リストは、果物および野菜類に発見される無害な生物すべてを包含するように、拡張されるべきである。

現在の状況 進展なし。日本国政府は、ガット・ウルグアイ・ラウンド協定の衛生および植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）で義務づけられているとおりの有害および無害な生物の実際的な区別をいまだ行っていない。日本でも広く存在しているにもかかわらず、多くの昆虫類が日本の非検疫リストに載せられていない。

■ 食肉

提案 欧州で確立されている管理、監視および追跡システム及び伝達リスクに関する科学的証拠（例えば、動物の年齢）を考慮し、肉（特に、牛肉、羊肉、豚肉）および肉製品（生または乾燥した、ハム、肩肉、腰肉）のEUからの輸入規制を、見直すべきである。

現在の状況 EUは、すべての動物における海綿状脳症に関して特定危険部位（Specified Risk Material：SRM）についてもっとも厳しい管理・調査を行っている。EU内の追跡システムは、世界の他のどの地域よりも進んでいる。これらの管理体制にもかかわらず、日本は、欧州の牛肉や羊肉などの他種の輸入に対する厳しい規制を維持している。BSEの羊版であるスクレイピーが人間に影響を与えるという科学的な証拠が全くないのである。
加工された豚肉製品もまた、豚コレラ（Classical Swine Fever）の発生後、この病気を引き起こすウィルスが加工中に死滅するという科学的事実にもかかわらず、輸入規制の対象とされている。

酒類

提言の要旨：

■ 製品定義

提案 日本は、その製品定義を、EUおよび米国で定義され、国際ワイン・スピリッツ連盟により承認された国際仕様に適合させるべきである。

現在の状況 進展なし。日本におけるアルコール飲料の定義は依然として実にあいまいである。日本製「ウイスキー」と「リキュール」のブランドの多くは、欧州では決してそのような名称で呼ばれることのないものである。こうしたあいまいな定義が地名付きの製品も含め、国際的に受け入れられている製品仕様を満たさない低価格製品を市場に出すことを、日本の製造者に許しているのである。これは日本の消費者を惑わすものにほかならない。

■ 小売免許

提案 EBCは、日本における酒類小売の規制緩和を強く支持するものであり、小売業と卸売業双方における酒類販売免許の簡素化をさらに進めるよう、日本政府に対し強く要請する。最近設定された「緊急調整地域」は、廃止すべきである。

現在の状況 若干の進展。日本政府は、小売業免許取得者間の最低距離基準と人口基準を廃止することにより、小売市場の規制緩和に踏み切った。これらの廃止は、それぞれ2001年1月1日と2003年9月1日をもって発効した。残念なことに、ますます多くの地域が、これらの規制緩和から既存の酒類小売業者を保護することを目的とした、建前上は暫定的な措置としての「緊急調整地域」に指定されるようになっており、これらの地域では新規の免許の交付（あるいは既存免許の譲渡）が、1年間は禁じられることとなっている。

さらに、限られた範囲の酒類の販売しか認められていない大型店舗酒類小売免許を既に保有している企業は、現在の免許が失効するまで、新たに、より範囲の広い酒類販売免許を申請することはできないことになっている。免許は、それが「緊急調整地域」におけるものである場合には、申請が却下される。

EBCは、卸販売業務の酒類免許の規制緩和が行われていないことに注目している。酒類の卸売免許は数種類存在しており、酒類製品のメーカーまたは輸入業者は、運営する販売場において、それぞれに免許を取得しなければならないことになっている。

■ 関税

提案 EBCは日本政府に対し、輸入酒類の関税を最終的に撤廃する方向で努力を継続するよう強く要請する。

現在の状況 進展なし。1996年に下されたWTOの裁定に従って、日本政府はここ5年間で焼酎以外の酒類に対する税率を大幅に引き下げたが、関税は依然として欧州からの酒類輸入の大きな障害となっている。

日本の酒類市場

日本の洋風スピリッツ/ワイン市場は世界最大級の規模を誇っている。蒸留酒市場（リキュールを除く）の80%近くを占めているのは焼酎であり、残りの大半はウイスキーとブランデーとなっている。酒税改革によって焼酎とその他の蒸留酒の酒税格差は大幅に縮小したが、ウイスキーやウォッカなどの輸入蒸留酒のマーケットシェアはほとんど変化していない。

輸入品のマーケットシェアが50%を超えている唯一の蒸留酒カテゴリーはワインであり、全体的に見ると、日本のワイン輸入に関する見通しは依然として大いに明るい。ワインに対する消費者の関心は急激に高まっており、食事に合わせてワインを飲む日本人も増えている。供給者サイドでは、手ごろな価格のワインが幅広く登場していることに加えて、小売環境の規制緩和が進みつつあることと、品質管理が向上していることが、輸入ワイン市場の市場環境の改善に貢献するところになる。唯一の危険シグナルは、現在のデフレ環境にあって、ワインの小売価格に強い下方圧力がかかっており、大半の需要が1千円以下の製品により向かうようになっていることである。

税制改革

日本の酒税法は、過去50年以上にもわたって、輸入蒸留酒を差別的に扱ってきた。GATT委員会は、1987年、この慣行に不利な裁定を下したが、結局は微々たる改善が見られるにとどまった。EU、カナダおよび米国が、この問題を世界貿易機構（WTO）に委ねたところ、WTOは1996年にこの申し立てを支持した。その結果として、日本はこの裁定以降、輸入ブラウンスピリッツと国産焼酎との酒税格差を600%から僅か3%へと縮小した。ジンやウォッカなどのホワイトスピリッツ、リキュールに関しては、酒税格差は完全に消滅している。

酒税改革はこの業界の状況を大きく一変させた。マーケットシェアを焼酎から取り戻すべく、大半の企業は節税分を消費者に還元している。それが功を奏して、ここ7年間に、日本の蒸留酒市場は、世界で最も高価な市場から最も安価な市場へと変貌した。

皮肉なことに、税制改革は輸入蒸留酒のマーケットシェアには大きな影響を及ぼすことなく終わっている。成長を示しているカテゴリーは、安価な国産ウイスキー、ホワイトスピリッツ、リキュールおよびRTD（「加工酒」）のみである。日本において輸入ウイスキーとブランデー（コニャック）に長期的な将来性を持たせるためには、消費者の需要を刺激すると共に、これらの蒸留酒のカテゴリーが持つ独特なイメージ、特性および伝統を活用するための、より一層の努力が必要である。

製品定義

日本市場において欧州ブランドのイメージを展開するための重要なポイントのひとつは、ブランデー（コニャック）、ジン、ウォッカ、ウイスキーなどの国際的に取引されている蒸留酒の主要カテゴリーについて、意味ある総称定義を確立させることである。現在、日本における蒸留酒の製品定義基準は実にずさんである。そのおかげで、日本企業は、国際的な製品定義基準を満たさない製品を市場に並べて、生産コストを削減することを可能にしている。EBCは、また、日本が、ポルドー・ワインやスコッチ・ウイスキー、コニャックなどの地理的標章を冠した、欧州産酒の製品を尊重し、保護しようとしていないことにも、危惧の念を抱いている。日本の生産者は、その標章が実際には販売される製品とは無関係であるにもかかわらず、欧州の地理的標章を付けた製品を販売することを許されているのである。結局のところ、これは日本の消費者を惑わすものであると共に、欧州産の酒製品の輸入市場の成長を阻む重大な障壁ともなっている。

産業

自動車
自動車部品
航空
宇宙
防衛
建設
産業用材料
環境技術

自動車

提言の要旨：

■ 技術基準のハーモナイゼーション

提案 EBCは日本政府に対し、国連欧州経済委員会（UN/ECE）規則を採用することを急ぐとともに、新しい要求条件を導入する場合は、これに先立って他のUN/ECE加入諸国とも緊密に協議を重ねるよう勧告する。

現在の状況 日本の規制体制は、自動車産業のグローバル化に対応する形で大きな変化をとげてきた。「UN/ECE 1958年 車両等の型式認定相互承認協定」への日本の加入は、国内技術基準と国際基準とのハーモナイゼーションを加速してきた。しかし、日本が日本独自の技術要件に固執している分野が未だに存在している。

■ 環境保護立法

提案 EBCは、環境政策を策定するに際しては自動車輸入業者の見解も十分考慮するよう、日本政府に対し強く要請する。

現在の状況 日本政府は、自動車が環境に及ぼす影響を低減させることを重視しているが、その点では、欧州車の輸入業者も同じである。しかし、EBCとしては、燃費基準および排出規制の強化、使用済み自動車の処分に関する立法は、輸入業者にとって不相応な負担とならないようなかたちで実施されるよう望んでいる。特に、EBCは、ディーゼル排出基準を、他の先進的な自動車市場での条件を満たすため使用されている技術をもって達成できる水準に設定するよう、強く要請する。

概要

欧州車のメーカーにとって、日本は確かにアジア最大の輸出市場である。外国ブランドの自動車の輸入は1990年代初頭に爆発的に伸びて、1996年には311,000台に達した。しかし、その後は、市場全体の規模が縮小するとともに減少している。2003年の輸入台数は244,000台であり、ピーク時をはるかに下回っている。この台数は、軽自動車を含む全乗用車市場の6%足らずにすぎない。欧州ブランド車のシェアは、輸入車市場（日本メーカーの海外の現地工場から日本に輸出された自動車を除く）中、85%となっている。

日本の自動車市場への欧州企業の参入形態は、単なる販売に限定されるわけではない。欧州企業の中には日本の自動車メーカーに資本参加しており、日本のみならず、アジア諸国を中心とした他の市場でも日本のメーカーと協力している。また、日本企業と提携して、研究開発（R&D）や製品開発を共同で行っている欧州企業も存在する。

グローバルなハーモナイゼーション

自動車産業のグローバル化は、欧州と日本の自動車メーカーが、技術基準を国際的にハーモナイズさせることに共通の関心をもたせることとなった。市場では熾烈な競争を繰り広げる一方で、日欧の自動車業界は、業界に課せられる規制の負担を軽減すべく協力している。

1998年、日本はアジアの国としては初めて、「UN/ECE 1958年 車両等の型式認定相互承認協定」に加入した。この協定は、ある1つの締約国でECE規則に則った型式認定を受けた車両装置は、当該規制を採択している他の締約国での審査を免除される旨定めるものである。

環境対策

経済産業省（METI）は、日本がCO2排出量削減目標を達成するにあたって、ディーゼル乗用車が潜在的に重要な役割を果たしうると認識している。しかし、日本政府の設定した窒素酸化物（NOx）の排出基準は、現実にはディーゼル乗用車を日本市場から締め出すような水準となっている。これは、ディーゼル技術が提供できる燃費の向上という利点を、日本から奪うものである。中央環境審議会は、現在、日本の将来にわたる長期排出基準の見直しを行っているところである。外国の自動車メーカーは、既に採用されている基準を達成することのできる実用的な技術が存在していない時点で、日本がこれ程までに厳しい基準を採用することは時期尚早ではないかと主張している。

規制緩和

EBC自動車委員会は、欧州自動車工業会（ACEA）および日本自動車輸入組合（JAIA）と緊密に協力して、欧州の輸入業者の利害に影響を及ぼす規制上の問題についての共通の見解を確立しようとしている。JAIAは自動車業界を対象とした政策を審議する様々な政府審議会において、輸入業者を代表している。もっとも、EBC自動車委員会でも、委員会のメンバーとの非公式な会合に政府関係者に定期的に参加してもらうことにより、政府関係者との直接的なチャンネルを独自に維持している。



For more information, contact:

Mr. Richard Kracklauer
Chair, Automotive Components Committee
(President, Sachs Automotive Japan Corp.)

c/o Sachs Automotive Japan Corp.
NTB-M Bldg. 6F
2-2-9 Shimbashi, Minato-ku, Tokyo
〒105-0004 JAPAN
Phone 03-3539-5600
Fax 03-3539-5605

自動車部品

提言の要旨：

■ 情報交換の促進

提案 EBCは、日本自動車業界の代表者が集う欧州での会議が継続されることを強く支持している。EBCは、この会議は、欧州の自動車部品メーカーと日本の自動車メーカーとの相互理解を深めるのに役立つものであると感じており、将来は会議の範囲が拡大されて、日本でも開催されるようになることを望んでいる。

現在の状況 1995年、日欧企業間の情報交換の促進を目的として、欧州自動車部品供給業者協会と日本の自動車メーカーとの間の直接の会議が設置された。これらの会議は、製品、プラットフォーム、世界戦略など、自動車部品業界に影響を及ぼす重大な事柄に関連した、両者が共に関心を抱いている問題について討議するための、極めて効果的な場であることが実証されている。次回の会議は、イタリア、トリノで2005年11月に開催される予定であり、EBCとしては、トップレベルの日本の業界関係者の参加を奨励している。

EBCは、また、2005年5月に横浜で開催される予定の自動車技術会 (JSAE) のエキシビションと年次会議/論文発表で、大きな進展の可能性のあるものと理解している。

■ 自動車業界の国際化

提案 EBCは、部品やシステムを調達するにあたって、自動車生産の技術、取引およびロジスティックな面を重視するよう、日本の自動車業界に対し強く望んでいる。これにより、グローバルな調達、費用効率性の改善、シングルプラットフォームの開発に向けた業界の動向をさらに補完することができるからである。

現在の状況 限られた進展。 EBCは、自動車業界の国際化は、新製品開発と技術的な専門知識の共有にあたり、革新的な欧州企業が日本の自動車メーカーとの関係を強化できる機会を提供するものとなっていることを歓迎している。日本の自動車産業は、事業を発展させ、国内外の競争圧力に対応するために海外で提携を結ぶことが多くなっている。さらに、多くの企業が調達戦略の再評価を行っている。

既に述べたことであるが、欧州の自動車部品/システムメーカーは、欧州の技術的な専門知識を日本の自動車メーカーに売り込むにあたり、なおも多くの難問に直面している。一般に、日本のメーカーは製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで進めること、これまでつきあいのなかった取引先から調達することに未だ消極的である。日本車特有の要求事項というものも一般化しており、同一の会社内であっても、国内向けの生産と海外向けの生産で仕様が違うことは希なことではないのである。

背景：

EBC Automotive Components Committee Member Companies

A. Raymond Japan
BASF Japan
Behr Japan
BOSCH Automotive Systems
Central Saint-Gobain
DuPont Shinto Automotive Systems
Faurecia Japon
Henkel Japan
HP Pelzer Japan
Knorr-Bremse Commercial Vehicle Systems
Nihon Inalfa
Osram
Sachs Automotive Japan
Seric
Siemens VDO Automotive

変貌を遂げつつある日本の市場環境

より多くの欧州自動車部品企業が、日本の得意先との直接的な接触と緊密な関係を促進するという目的をもって、日本国内のインフラに投資し、技術能力を向上させることによって日本で事業を獲得するため、資源を傾注するようになっている。

欧州企業は、日本の自動車産業部門が最近変容してきた結果現れることとなった機会を活用しようと注視している。グローバル化と熾烈な国内外の競争圧力により、日本の自動車メーカーは、グローバルな調達戦略と費用効率に優れた製品を開発することを重視して、調達戦略の再評価を行わざるをえなくなった。それと同時に、日本の自動車メーカーが欧州、そして中国を含む世界のその他の場所で現地製造事業を展開するようになった結果、欧州自動車部品企業の日本との関係も強固になった。長期的に見て、EBCは日本の自動車業界のグローバル化を極めてポジティブな動きと捉えている。欧州企業にとって、将来、機会の拡大につながる公算が大きい動きだからである。

満たされない期待

残念ながら、欧州の自動車部品/システムメーカーは依然として、欧州の技術的専門知識を日本の自動車業界に売り込むのに苦労している。これは主として、日本企業が製品開発のアウトソーシングをグローバルなベースで行うことに未だ消極的であることに原因がある。専有情報を部外者に明かすことに今なお不安を感じている日本企業は、製品の設計と生産に関しては、相変わらず従来の部品メーカーを最優先にしているのだ。企業特有の仕様に固執するために、顧客に「日本式の解決策」を提供しなければならないことも、依然として珍しくない。これはシングルプラットフォーム開発と大量生産に向かう世界的な流れに逆行している。日本の自動車メーカーは、確かにここ数年、ヨーロッパの取引先からの調達に大いに関心を示すようになってきたものの、この関心が大規模な事業のかたちで結実していないと多くの企業が報告している。一般に、欧州の企業は、中国における日本の現地工場を含め、他のアジア諸国で注文を受注するのに、より成功していると言ってよい。

製品開発のアウトソーシングの促進

欧州自動車業界においては、自動車部品開発のアウトソーシングは明確なトレンドとして定着している。こうした欧州のシステムは、より低いコストとより大きなフレキシビリティによって、リスクを低減させることにつながるものである。EBCは、将来、日本においても、こうしたシステムが全面的に採用されることを願っている。これは、より一層のコスト削減とイノベーション拡大につながる、競争力に優れた構造をもたらすはずである。

欧州企業が提供できること

EBCは、日本企業に、欧州企業はいかなる製品開発の提携関係においても、献身的で信頼できるパートナーであると納得してもらえることを目指している。欧州の自動車部品/システムメーカーは、日本の自動車業界に提供できるものを数多く備えている。欧州企業は欧州の特定の自動車メーカーに拘束されることなく、他の自動車メーカーにとっても価値ある製品をもっている。欧州の自動車部品メーカーは、日本の自動車メーカーが取引先に期待する、イノベーション、技術的専門知識、効率、品質および個別の対応の面では定評がある。さらに、欧州企業は、日本国外、たとえば欧州やアジアの他の国における現地工場で、日本企業の製造能力を伸長させるサポートをうまく提供できるのである。



For more information, contact:

Mr. Stephane Ginoux
Chair, Committee of
Aeronautics, Space & Defence
(President, Eurocopter Service Japan)

c/o Eurocopter Service Japan Co., Ltd.
Aoyama Takano Bldg. 8F
3-5-4 Kita-Aoyama, Minato-ku
Tokyo 〒107-0061
JAPAN
Phone 03-5775-6262
Fax 03-5775-6265

航空

提言の要旨：

■ 競争の促進

提案 調達の意思決定は、政治的な影響を受けることなく、競争に基づいてなされるべきである。EBCは、日本の企業が供給源を分散させて、顧客、株主および公衆一般の利益のために、航空機分野における欧州製品の長所も検討するように促したい。

現在の状況 民間航空機、エンジン、部品、航法機器分野での欧州の製造企業は、最先端の技術を、世界的にみても安価な価格で提供しているが、日本の民間航空機および関連機器の市場における欧州企業の占有率は、世界平均を大幅に下回っている。

■ 業界間の協力促進

提案 EBCは、特に、欧州の民間航空機、エンジン、部品、航法システムの開発分野での、日本と欧州の間の協力関係が強化されることを期待している。

民間航空輸送における将来のニーズに沿うよう設計された革新的なソリューションを開発するにあたっては、新たな難問が横たわっている。EBCは、これらの難問を、日本と欧州の間の協力範囲を大幅に広げる大きなチャンスであると考えている。EBCは、アメリカ企業との提携に前向きに資金拠出するのなら、それと同様に欧州の企業との提携も前向きに支持し、資金拠出するよう、経済産業省 (METI) その他の政府関連の諸機関に対して求めたい。

現在の状況 民間航空機の開発の分野の協力は、依然として北米に大きく偏っている。経済産業省のボーイング7E7プロジェクトへの支援や、1号機の購入顧客となると決めた全日空 (ANA) の最近の決定は、欧州との将来の提携の可能性を限られたものにしてている。EBCは、機体、推進器、部品、航空管制、航法システムなどの分野では、日欧の企業の相互の利益となる協力を行える機会が存在するものとなおも確信している。

背景：

EBC Committee of
Aeronautics, Space and Defence
Member Companies

AgustaWestland
Airbus Japan
Alcatel Japan
Arianespace
BAE Systems International
Barco
Eurocopter Service Japan
Rolls-Royce International
Thales Avionics Japan
Thales International Japan
Turbomeca Japan

日本の民間航空機市場

日本の民間航空機・ヘリコプター市場は世界最大の市場の一つである。歴史的にみてこの市場は米国が支配してきた。例えば、日本航空（JAL）は、一つの米国の供給元からのみ調達を行っている。全日空（ANA）もまた、この方向に向かっている。

JALは、日本エアシステム（JAS）との合併後、現在、欧州の航空機を運航している。EBCとしては、これにより、欧州の民間航空機のもつ長所、世界中の人々がよく知っている最先端の技術と乗客の快適さについて、JAL、ANAおよびその他の航空会社の理解が進むことを願っている。

日本の航空機産業

第二次世界大戦後、日本の航空機産業は、日本政府から強力な財政的支援を受けて国内輸送能力を再生させるよう努めてきた。日本は、経済産業省の指導のもとで国家プロジェクトを立ち上げ、日本の航空機産業の自立を促そうとしたが、未だ期待どおりの成果は上がっていない。日本の企業は依然として防衛予算に基づく契約に大幅に依存しており、その比率はそれら企業の航空部門の売上の60%超を占めており、また、ボーイング社とのパートナーシップに基づく契約にも大いに依存している。

EBCは、30座席ないし50座席の航空機に関する限り、欧州の航空機は比類のないことが世界的にも明らかであること（例えば、ATR、BAE、Casa、Dornier、Fokker、SAAB、Shorts）を指摘しておきたい。EBCは、この分野での欧州の製造会社と提携することは、日本と欧州の産業の相互の利益となると確信している。

民間航空機開発における協力

成功を収めている欧州企業との積極的な協力関係は、日本企業が民間航空機部門での地歩を固めるのに、必ずや役立つはずである。参画対象とするプロジェクトの枠を広げていくことは、日本企業のビジネスチャンス拡大と技術基盤のさらなる発展につながるものと考えられる。また、日本の空域の安全性向上に確実に寄与する航空管制および空港設備関連の開発が一段と進められ改善されているが、こうした分野でも相互に有益な協力関係が可能なはずである

例えば、BK117ヘリコプターに関する川崎重工業（KHI）とユーロコプター社との協力は、協力が成功するという心強い例である。

しかし、経済産業省の航空機工業審議会が、国家プロジェクトとしてボーイング7E7を承認したことは、日本の業界各社が欧州企業と協力する可能性のある事業の範囲に影響を及ぼしている。この新規プログラムへの参加条件を規定する契約を結ぶに際しては、日本企業が、新製品と技術開発で欧州企業と何らかの意味のある協力関係を築くことを暗黙のうちに排除されたような過去の状況を繰り返さないように、注意して契約書を作成する必要がある。

EBCは、日本と欧州の業界との間の大規模共同開発プログラム、特に輸送航空機の分野での共同開発プログラムには、かなりの事業機会があると感じており、日本政府と日本の産業界に、このような事業を真剣に検討するよう強く求めたい。



For more information, contact:

Mr. Stephane Ginoux
Chair, Committee of
Aeronautics, Space & Defence
(President, Eurocopter Service Japan)

c/o Eurocopter Service Japan Co., Ltd.
Aoyama Takano Bldg. 8F
3-5-4 Kita-Aoyama, Minato-ku
Tokyo 〒107-0061
JAPAN
Phone 03-5775-6262
Fax 03-5775-6265

宇宙

提言の要旨：

■ 衛星

提案 EBCは、日欧間の開発協力を支援すると共に、最近になって日欧双方において、新しい開発分野における新たなスケールの日欧協力が関心を集めていることを歓迎している。特に宇宙航空研究開発機構と欧州宇宙関係機関がさらに密接な関係を強めることを推奨するものである。また、新しい応用分野における計画について、日欧宇宙機関それぞれができるだけ初期の段階から話し合い、日欧が時機を逸せずに協力態勢に入れるようにすることを勧める。

現在の状況 日本の宇宙三機関（宇宙開発事業団、宇宙科学研究所、および航空宇宙技術研究所）と欧州の宇宙機関（欧州宇宙機関、並びにその各加盟国の宇宙機関）との間には長年にわたって密接な関係が保たれている。最近になって、日欧双方において更に広範な協力が関心を集め、これまで以上の議論が行われてきている。このような背景のもとで、いくつかの企業が新たな第一歩を少しずつ踏み出してはいるが、衛星等の開発における具体的な協力は未だ極めて限られたものである。新しい応用分野における産業協力は宇宙関係機関の振興があって初めて可能となる。

■ 打上げ機

提案 EBCは日欧の宇宙機関の間で協力案件が増加していることを支援すると共に、現在進行中の、そして将来の議論が、日欧両国の大型ロケットにとってバランスのとれた、実りのある、活発な相互協力の形で結実することを強く希望している。またEBCは、企業間で打上げ機あるいは宇宙輸送全般に関する商業協力ならびに産業協力の話し合いが、日欧双方において再び始まっていることを支援している。

現在の状況 宇宙先進国の中で、日本と欧州だけが十分な政府の打上げ需要を持たないため、宇宙への独自アクセスを維持することが困難になっている。そのような背景のもと、かつてなかったことであるが、日欧の宇宙機関の間で、双方向性と双務性を基本とした日欧政府ミッションの相互バックアップの可能な形を検討することが決定された。これは打上げ機に技術的な問題が生じたときに当該衛星の打上げ遅れを回避すると共に、一方的なバックアップによって打上げミッションが減少することのないようにするものである。同時に、欧州と日本の産業界は商業的あるいは産業分野における協力をめざして、その距離を縮めている。

背景：

EBC Committee of
Aeronautics, Space and Defence
Member Companies

AgustaWestland
Airbus Japan
Alcatel Japan
Arianespace
BAE Systems International
Barco
Eurocopter Service Japan
Rolls-Royce International
Snecma
Thales Avionics Japan
Thales International Japan

日本と宇宙産業分野

日本は宇宙分野における主導国のひとつである。国産の大型ロケットH-IIAによって宇宙への独自アクセス手段を有している。また、より小型の打上げ機、ギャラクシー・エクスプレス、が現在開発中である。日本はまた最先端技術を駆使した衛星を年一機ないしは二機のペースで製造してきたが、昨年11月のH-IIAの不具合解析・改修作業に予定外の予算を充てたため新規衛星の計画及び開発は遅れている。日本の宇宙産業は地上系および衛星搭載部品の分野において成功を収めている。

しかし、日本の宇宙産業は、国内生産規模が小さいために、国際市場では遅れをとっている。1990年に米国の政治的圧力によって政府市場の多くを国際競争に開放せざるを得なくなってきた以来、衛星産業はほぼ全面的に数少ない政府機関からの発注に頼っている。その一方で、打上げ機分野ではH-IIAロケットの民営化が市場が低迷している最中に行われようとしている。

こうした状況にさらに追い打ちをかけているのが、さらに深刻になってきた予算の制約である。そのため、宇宙開発事業団、宇宙科学研究所、および航空宇宙技術研究所が統合され、宇宙航空研究開発機構となる。

宇宙活動は、日本の国民の関心を十分にひくことができないという困難にしばしば直面する。しかし国民は平和利用と共通の利益のための国際協力であればそれを支援するものである。

衛星システム

日本の多くの政府衛星に国際入札を義務づける日米間協定の存在が、比較的オープンな商業衛星市場へとつながっている。欧州の衛星メーカーは、米国と比べ日本の衛星市場への参入が遅かった事もありまだ日本に商業衛星を販売した実績を持っていない。しかし、近年欧州製衛星に関する情報も広く活発に提供されてきた事もあり、欧州製の衛星が多くの実績を持ち世界的にも高品質・高信頼性である事が更に認識されてきている。又、米国には不透明な輸出規制問題があるため、欧州製衛星に対する日本の顧客の関心は徐々に高まりつつある。日本は先進的なパートナーとの接触による技術的、産業的卓越を目指して、国際協力を利用することが珍しくない。しかし、衛星開発における協力関係は依然として米国に大きく偏っており、特に宇宙予算の多くを費している国家安全保障に関連の深いプログラムにおいてその傾向が顕著である。しかし、近年その一部の製品については国産化に移行してきている。政治的影響と圧力は、日本における日欧の商業衛星開発に悪影響を及ぼしている。

しかしながら、この数年の日欧の宇宙関係機関の間で開催されている会議の結果、新たな進展があるかもしれない。一方、日欧の宇宙産業においては協力の可能性に対する確信が強まっており、議論が進歩への希望となっている。欧州は、実績のある革新技术に関し、提供できるものを数多く有している。しかも、政治的な思惑は無いに等しいし、日本への特別な輸出制限も無い。

打上げ機

打上げ機分野では、アリアン・ロケットが日本の商業衛星打上げ市場において大きな成功を収めてきただけでなく、日本の産業界および宇宙関係機関との信頼関係も確立されている。

日本は先進的な衛星打上げロケットを開発、製造、維持、運用している。深刻な予算の制約ときわめて限定された政府の打上げ需要という問題に直面しながらも宇宙への独自アクセスを維持するために、日本政府は現行のH-IIAの責任のほとんどを三菱重工株式会社に移管するとともに、小型ロケット、ギャラクシー・エクスプレスを開発する決定を下した。しかし現在の衛星市場は経済周期の谷に入っており、既に過密状態にある脆弱な商業打上げ市場は新たなロケットの参入にとって最悪の状況と言わざるを得ない。このため予測できる範囲では、日本政府による衛星打上げが依然として主体であり続けるものと思われる。アリアン5とH-IIAの協力が具体的に近づいてきた。商業分野においては、アリアンスペース、三菱重工株式会社、そしてボーイング・ローンチ・サービスが、それぞれの打上げ機に問題が生じた際に、その顧客が三社間の他の打上げ機に容易にシフトできるようにする協力を合意した。一方、日欧の宇宙機関は、政府ミッションを対象としたアリアン5とH-IIAの相互バックアップについて同様の、しかし二国間の枠組みを検討している。

防衛

提言の要旨：

■ 非関税貿易障壁

提案 EBCは日本政府に対し、防衛装備品調達の高透明性を高めるよう強く要請し、将来の防衛装備品の条件に照らして欧州製品をより十分かつ公正に評価するよう奨励する。欧州企業は、日本の防衛庁 (JDA) に、相互運用性、技術的専門知識、実環境運用経験および世界的にみて競争力のある価格という面で、多くのことを提供できる能力を有しているが、これまでの調達手続は、これらの製品を納入することを阻んできた。防衛装備品は、政治的に可能な限り、運用、技術および費用効率性を基準として選択されるべきである。

現在の状況 海上自衛隊においてアグスタ・ウェストランド社が受注を獲得したものの、欧州製品が唯一要求事項を満たしているとき、あるいは納税者の納めた税金を最も有効に活用できるときですら、欧州製品を選択する用意が日本にあるという心強い兆しはほとんどない。EBCは、日本における欧州企業の存在感を高めたいと思っている。しかし、調達手続はなお透明性に欠け、欧州製の防衛装備品の評価は十分に均衡のとれたものであるとは言えない。欧州企業が、日本企業および米国企業と真に平等な立場で競争できるようにするためには、さらに改善が必要である。

■ 産業協力

提案 EBCは、日本で装備品の開発に協力したいと望んでいる欧州企業に情報を移転する際の規制を緩和するよう、日本政府に対し強く要請する。この緩和措置が実現すれば、日本の防衛産業と防衛庁等は、現在の日本で非常に不足している運用経験を含め、新しい技術や方法を手に入れることになる。今日では、納入業者を多様化することが、日本の防衛装備を効率化するにあたって利益となるだけでなく、現実的に重要であるとEBCは信ずる。

現在の状況 日本では、米国を除くいかなる国々とも、軍事装備品の仕様を含め、防衛関連情報の交換を伴う共同開発を行うことが禁じられている。現在、日本国憲法の改正と武器輸出三原則（軍事技術の輸出を認めない、武器の輸出を認めない、武器関連の情報を交換しない）の見直しが検討されているが、まだ結論は出されていない。EBCは、日本政府に対して、この機会を利用して、欧州の防衛産業界とも協議を開始し、日本企業と欧州企業との間の相互に利益をもたらすパートナーの関係が築けるよう支援するよう強く求める。

背景：

EBC Committee of
Aeronautics, Space and Defence
Member Companies

AgustaWestland
Airbus Japan
Alcatel Japan
Arianespace
BAE Systems International
Barco
Eurocopter Service Japan
Rolls-Royce International
Thales Avionics Japan
Thales International Japan
Turbomeca Japan

日本の防衛産業市場

日本の防衛装備品市場は、金額的に見ると、世界第二の規模を誇っている。日本の現行の防衛力整備5ヶ年計画には約4兆5千億円の武器調達予算が含まれているが、そのうちおよそ75%が国内で開発、製造される兵器システムに費やされるものと予想される。米国メーカーからのライセンス供与によって製造される製品または米国から直輸入される製品が、日本の防衛用ハードウェア市場の残り25%の大半を占めており、欧州製の輸入品とライセンス製品が占める割合は依然として数パーセントにすぎない。欧州が日本に販売している防衛関係製品は、ほんの一握りの例外を除くと、日本製兵器システム用の副次的な装備と部品が主体であるが、この状況は未だ改善の余地がある。

日本の防衛産業市場への欧州企業の参入

日本経済の他の多くの部門同様、欧州企業は防衛産業の部門でも日本市場への参入を制限する多数の非関税貿易障壁に直面している。日本の防衛装備品の調達手続は透明性を欠いており、外国企業が、新規計画の時期、関係当事者および要求事項を知るには困難が伴う。これは、公正な競争が欠けていること、そして日本の防衛当局が、欧州の防衛装備品に関する情報を入手することや、欧州の防衛装備品の展示訓練に参加することに消極的であることにより倍加されている。防衛当局は欧州の防衛装備品については相対的に情報不足であり、これが防衛および調達政策についての視野を狭めているのだ。こうした状況をさらに難しくさせているのが、防衛装備品の開発と適応についてのEUと日本の産業協力の機会を制約し、情報移転を制限する政策である。そのため、欧州の防衛関連企業は、日本企業との製品開発協力を拡大するにも、また必要または緊急の時さえ、即戦力となる最新装備を日本政府に販売することにも悪戦苦闘しなければならない。

貿易不均衡を廻る米国の政治的圧力、対外有償軍事援助を通じての米国製品を購入させる金銭面での誘因、そして、相互運用性の欠如に対する日本の不安が、日本の防衛産業市場に欧州企業が参入することをさらに制限している。

EBCは、日本の安全保障体制において米国が担っている役割の重要性は認識しているものの、相互運用性に対する日本の姿勢は大袈裟すぎると感じる事が少なくない。海外調達を米国製品に限定しているからといって、米国との相互運用性が保証されるわけではない。むしろ、こうした姿勢は、相互運用性の問題に対する欧州の革新的な解決策を利用する機会を制限しているのである。その反例としては、米国の最も緊密な友邦である英国は、ほぼ全面的に欧州で設計されたシステムを装備した、完全に相互運用可能な軍備を配備している。

政策転換の好機

日本の現在の経済情勢は、周辺地域における緊張の高まりや、日本の防衛力の国際的役割の増大、そしてミサイル防衛計画といった新しい大きな計画と相俟って、防衛調達品の予算に大きな圧力を及ぼしている。近い将来実施されるべき、主要なプロジェクトの多くは、調達政策を大幅に見直し、対費用効果をより一層重視しない限り、現在の予算内では達成できない。EBCとしては、日本に対してこの機会を変更の好機として活かすよう強く勧める。調達手続の透明性が高まり競争が強まれば、日本は、性能に定評があって即戦力となる最先端の防衛装備品を入手しやすくなり、既存の限られた防衛予算内でも、日本政府はより価値の高い装備品を獲得できるようになるであろう。

欧州企業は世界に負けない低価格と、実戦で性能が実証された装備を提供している。それに加えて、日本と欧州の間には政治的な関係を複雑化する安全保障の同盟関係が存在していないため、「政治的なヒモ」付きでなく、完全な技術移転を実現できる。財政が逼迫する中で軍事的な即応態勢を確保するために、これは非常に大きな利益となることだろう。

建設

提言の要旨：

■ 構造改革

提案 EBCは、日本政府に対し、さらなる規制緩和、企業の統合、財務再構築、公共工事での競争入札をさらに進めることにより、日本の建設業界の構造改革を促進するよう強く要請する。

現在の状況 限られた進展。 経済情勢が好転し、かつ日本の建設業界が抱える多数の構造的欠陥を是正するための真剣な取り組みが行われるようになるまでは、欧州企業が日本の建設市場に参入する機会が拡大することはないであろう。

■ 公共調達

提案 発注母体は、効果的な品質/性能管理システムを確立することによる、「VFM」（value-for-money「支払に対して最も価値の高いサービスを提供する」）を獲得するよう、より力を入れるべきである。

現在の状況 限られた進展。 欧州企業は、革新的な建材や設計、技術を提供するのは、日本の公共工事市場よりも民間工事部門のほうが遥かに容易だと見ている。日本の発注母体が、公共工事での情報開示を改善しようと努力していることを、EBCは評価しているが、これは、日本における入札手続を大幅に変える結果には至っていない。「VFM」の確保には、ほとんど努力が払われておらず、多くの場合、品質管理措置は講じられていない。EBCは、政治家と官僚と建設業界の癒着が消散するまでは、この状況が著しく改善することは望めないと考えている。

■ 規格の相互承認

提案 JAS/JIS規格とECN規格との間での相互承認と適合性評価手続を奨励すべきである。さしあたって国土交通省（MLIT）は、JAS/JIS規格の認証を行う海外の試験機関を認定する手続を簡略化すべきである。

現在の状況 限られた進展。 2000年6月に建築基準法が改正され、建材を日本の性能基準に基づいて原産国で試験することが可能となった（試験センターが日本政府から認可を受けることが条件となる）にもかかわらず、認定を受けた欧州の試験機関はほとんどなく、海外から輸入された革新的な建材や構成材の使用量が増えたことを示す証拠もほとんど存在しない。一方、日本政府は、ホルムアルデヒド発散について外国の試験機関の出す結果を、この外国の試験機関が指定された「性能評価機関」と提携契約を締結していることを条件に、承認することに同意しているが、欧州の試験機関でこの認定を受けているのはわずか一機関にすぎない。

背景：

EBC Construction Committee Member Companies

Bovis Lend Lease Japan
Clestra Hauserman
Currie & Brown (Japan)
Forbo Linoleum Japan
Saint-Gobain Hanglas (Japan)
Schindler Elevator
S'International Architects

事業環境：概観

政府による規制と、非能率的な建設部門の構造および経営管理によって、費用効率の高い利点のみを基準とする市場環境の創出が阻まれている。生産性は低下している。その結果、優良経営企業も含めて、すべての企業が苦境に陥っている。

日本政府としても、これを見逃してきたわけではない。国土交通省は業界内の整理統合を積極的に奨励しており、公共工事プロジェクトに入札する際に、ゼネコンに対してはこれまで課してきた資格基準以上のより厳しい基準を課すようになった。自らも財政難にあえいでいる政府は、政府が支出するプロジェクトの費用効率への関心を募らせている。しかし、公共工事の場合は、中小の請負業者の間で仕事を分け合うという政府の政策と「政治介入」が続いていることが、変化と生産性向上の足かせになっている。

現政権が、2008年までには海外からの対日直接投資（FDI）を倍増させるとの方針を宣言したにもかかわらず、新たな日本の建設部門への海外からの投資はほとんどない。多くの欧州企業は、市場のニッチな部門では事業を成功させている一方で、これらの例は、範囲と規模の双方において限られたものとなっている。

規制上の重荷

国内事務所の設置、免許取得、経審制度による登録、プロジェクトへの入札に要するコストは、欧州企業にとっては依然として法外なものとなっている。欧州企業の競争力の要は革新的な設計、輸入建材、最新の工法を駆使して建設を行えることにあるのだが、過剰な規制と必要な認可を取得するための手続が複雑なせいで、この能力も事実上剥奪された形になっている。

例えば、日本では、特に新しいビルの建設プロジェクトにおいて、建築用資材を直接に発注者に販売することはほとんど不可能である。日本で総合建設業者（「ゼネコン」）の直接の下請となるには、建設工事許可証を保有していなければならない。ある会社がこの許可証を取得しようとするれば、その会社または同じ分野の他の会社で5年以上取締役として登記されていた人を、専任の常務取締役として擁していなければならない。外国の会社にとって、これはしばしば実現しがたい要件である。適切な人が見つからなかった外国の小企業は、許可証を保有している下請業者を「経由して」取引を行わざるを得ない。これにより、日本市場で事業を行う際のコストは増大することになる。

EBCは、公共サービスの提供に私的部門が関わることを意図したPFI/PPPスキームに大いなる可能性を感じているが、この可能性は、発注母体が、発注にあたり「VFM」により重きを置くようになるまでは、大部分、実現されないままとなる可能性が高い。入札手続の複雑さ、透明性の欠如、性能要件と品質管理に関する明確な入札基準の欠如等を考慮すると、欧州企業は、しばしばプロジェクトの入札に参加することが、成果に比べて多大な労を要することに気づいている。

最低限、公共入札の際の予定価格は廃止すべきであるし、入札参加資格も緩和されるべきである。500万円を超えるすべてのプロジェクトに現場監理技術者が必要である等の公共工事に特有な要件、コンポーネント納入業者（例：エレベータ製造者）に関する現地の製造施設管理の最低要件および、私企業のプロジェクトでは経験されないような煩わしい検査要件は、撤廃すべきである。

産業用材料

提言の要旨：

■ 関税

提案 EBCは、日本政府に対し、工業原料に対する関税を全廃するよう強く要請する。それにより、工業原料を使用する日本の企業は、高品質な製品を市場ベースの価格で入手できるようになるはずである。

現在の状況 進展なし。関税は、工業原料の対日貿易において圧倒的に大きな障壁となっている。大半の一般的工業原料の価格は、全世界的に透明性を高く保たれており、関税によって何らかの価格差が生じることになる場合には、それがいかに小さなものであっても、欧州メーカーは競争力を失うことになる。ステンレス鋼、電子部品、電池製造、自動車、セラミックなどを産業界において工業原料として消費している日本企業は、より激しい国際競争にさらされており、商品の調達コストが下がれば有利となるはずである。日本は少数の国内企業を保護することだけを目的として、恣意的に関税を課している。これは、国内市場はもとより、海外輸出市場でも、競争を著しく歪める結果となっている。

■ 差別的取り扱い

提案 EBCは、日本政府に対し、一般特惠制度（GSP）のような、欧州メーカーを差別するあらゆる貿易障壁を撤廃するよう強く要請する。

現在の状況 進展なし。特惠国からの輸入品には日本の関税を免除するが、他国からの輸入品は免除対象としないという一般特惠制度のために、様々な種類の工業原料が差別的な取り扱いを受けている。欧州製品にはこの特惠は与えられていない。

■ 関税分類

提案 EBCは日本政府に対し、関税分類制度を合理化するとともに、分類基準を適用するに際しては、通関事務上その一貫性を確保するよう改善し、分類方法および審査結果の透明性を向上し、並びに紛争解決制度を強化することを目的として、包括的な戦略を策定するよう強く求めるものである。

現在の状況 日本に工業原料を供給している欧州の生産者は、しばしば、恣意的な関税分類と見直しに振り回されている。税関は分類基準を適用するに当たって一貫性を無視しており、分類基準の適用について争う異議手続も存在しない。これは、初めて市場に出される製品のみならず、既存の製品について突然分類が見直される場合にも問題となる。

日本の生産者を苦しめる主要な輸入工業原料に課される高い関税

輸入産業用材料に課される高い関税は、中国や韓国の競争者と比べ、日本の生産者が商品を調達する際のコストを著しく増大させている。これは、激化する国際的な競争に直面している、鉄鋼、ガラス、機械加工などの主要産業に従事している日本企業が抱える問題を増やしている。世界最大級の産業用材料消費国に数えられる日本が、市場ベースの価格で高品質な製品を自由に入手できれば、大きな恩恵に浴することができるはずだ。

日本は、WTO新ラウンドの下で関税引き下げに関する正式交渉が開始されるのに先立ち、産業用材料やその他の製品の関税をさらに一方的に引き下げることに難色を示した。EBCは、これらの製品が日本の産業にとって必要不可欠な投入材であることを考えれば、残るすべての産業用材料の関税を引き下げのために、即時かつ一方的に措置を講じることが日本の利益につながると見ている。EBC原材料委員会は、欧州産業の大規模及び主要な部門を代表するものとして、日本政府に対し、輸入産業用材料の関税引き下げと、欧州製品に対するあらゆる形の差別の撤廃を強く要望する。

ニッケル

日本は、ニッケル・メタル（例えば高ニッケル合金で使用される）、フェロニッケル（主にステンレス鋼産業で使用される）やニッケル・ハイドライド（携帯電話やハイブリッド車の電池に使用される）などの加工ニッケル製品に関税を課している世界で唯一の先進国である。ステンレススチール生産などの部門で中国や韓国の競争者からの新たな挑戦を受けている今、この関税は日本における消費者である日本企業の原料調達コストを大幅につり上げている。関税により引き起こされる価格誘導は、日本のニッケル生産産業の構造に深刻な歪みを生じさせていて、国内ニッケル供給業者の保護という本来の目的を果たせずにいる。日本のニッケル生産者は、国内需要の停滞にもかかわらず、固定費をカバーするために増産している。このため、日本のニッケル生産者は、今や、生産高の30%超を輸出するという状況に陥っている。要するに、日本は事実上、海外消費を助成していることになるわけであり、これは経済的にほとんど無意味なことである。

これは、国内で保護されている日本の生産者との競争を強いられる欧州の生産者にとって、不公平なことでもある。欧州はニッケル・ハイドライドなどの加工ニッケル製品には輸入税を課していないため、日本の生産者は欧州の蓄電池生産者に思う存分製品を販売できるのに対し、欧州のニッケル生産者は日本の蓄電池生産者に販売する製品について税を支払わなければならないのである。どれほどの経済費用を要しようと、日本は安定したニッケル供給を確保する手段として、加工ニッケル製品に対する高い関税率を長年にわたり正当化し続けてきた。しかし、国内にニッケル鉱が存在しないからと言って加工ニッケル製品に高い関税率を課している日本は、実は自らの首を絞めているようなものである。ニッケル鉱を生産する国々は、現地でニッケル鉱を加工させようと引き続き戦うであろう。ニッケル供給に関する競争は、日本、韓国、台湾、中国の間で増える可能性があり、将来、日本がニッケルの供給を確保することはますます難しくなるであろう。最近になって、中国が、ニッケルの供給不足に直面し、ニッケルの輸入税を1%にまで下げたことに、EBCは注目している。

電融アルミナ

電融アルミナは、耐火物産業と研磨産業において、砥石、サンドペーパー、あるいは、ガラスや電気部品を研削、研磨する仕上げ材として用いられている。輸入電融アルミナには3.3%の関税が課せられているが、大半の輸入品は一般特惠制度により関税が免除される国から輸入されている。しかし、国内で生産されていない幾つかの分類の製品は、関税免除国から購入することができない。言い換えれば、関税が日本では生産されていない製品にすら課されているのである。このことが輸入電融アルミナの価格を押し上げ、日本のエンドユーザーに付けを回している。この状況は、供給不足によりいっそう悪化している。

環境技術

提言の要旨：

■ 環境汚染の改善に向かった姿勢

提案 EBCは、日本政府に対し、日本の環境汚染の改善に関する教育の向上と、それらの問題に対処するための新技術の開発を促進するよう強く望むものである。

現在の状況 日本では、廃棄物の不法投棄、高濃度の土壌汚染、プラスチックのリサイクルの遅れ、廃棄物処理のインフラの老朽化など環境問題が山積している。環境汚染の改善活動を費用のかかるものにとらえるべきではない - これらの問題に対処するための新技術の開発は、また、重要な経済的便益を生み出すのであり、この点は強調されて然るべきである。

■ 行政規制の仕組み

提案 環境保護および環境関連事業に適用される行政規制の体制を、特に規則を一貫して適用し、実施することに重点を置いてさらに強化すべきである。

現在の状況 限られた進展。 欧州の環境技術産業は、行政規制に先導されるかたちで発展してきた。日本では、環境保護と環境関連産業を統括する行政規制の体制が高度に発達している一方で、現状は、必ずしも環境問題に対する革新的なソリューションを導入するのに好ましいものではない。

■ 政府調達

提案 日本におけるPFI（民間資金等活用事業）とPPP（官民協力手法）の適用を、さらに推進すべきである。EBCは、この分野における欧州の経験が活かされるように、日本のPFI戦略策定における日本と欧州の協力関係を拡大するよう強く望んでいる。

現在の状況 若干の進展。 日本でもPFI（民間資金等活用事業）とPPP（官民協力手法）の活用が広がりを見せつつある。欧州では、従来国家の諸機関が資金提供、管理、運営を行ってきた事業分野で、その資金調達を行うためにこれらの方法が以前より用いられてきた。この分野を専門としている欧州企業は日本市場に参入することを望んでいるが、行政サービスを提供するためのもう一つの方法である、これらの手法に対する保守的な姿勢がこれらを試みる妨げとなっている。例えば、上下水道部門では、公共開発事業は、機器製造メーカーと建設会社に支配され続けている。いかなる私企業もまだ、効率を高めるのに役立つ包括的な経営管理技術を提供することはできていない。この結果、初期資本投資は多額となり、高い操業コスト、設備過剰、地方自治体の債務負担が増大するといった状況が生み出されている。EBCは、それぞれの国での公共サービスの供給を一層進展させ、拡大させていくために、PFI/PPPの潜在的な可能性を十分発揮させるための情報を引き続き共有していくよう、EUと日本の当局に対して強く求めるものである。

日本の環境技術業界

日本の環境技術分野にブームが到来すると期待した向きは多いが、現実には、日本はまだこの期待に応えていない。問題の一因は、土壌汚染の改善や廃棄物管理、水処理などの分野で日本が現在直面している多数の環境問題に対処できるだけの包括的戦略が存在しないことにある。民間、公共部門の諸団体も、自らが直面している環境問題の大きさを公表することを未だにためらっている。こうした姿勢が改められない限り、日本の環境技術部門のマーケットポテンシャルが実現することはないだろう。

土壌汚染の改善

土壌汚染の改善を担う産業の将来にとって良い前兆と言える最近の様々な進展については、EBCも心強く思っている。例えば、新しい土壌汚染対策法は、汚染土壌土地の浄化に関する厳しく新しい規制環境を生み出すものである。近い将来、土壌汚染改善技術に対する関心の高まりにつながるものと考えられる。この改革が及ぼす長期的影響は、規制当局がこれらの新しいガイドラインを効果的に実施できるか否かにかかっていると看做しても過言ではない。EBCは土壌汚染の改善業務自体の基準となる行政規制の環境に関し引き続き懸念を持っている。日本政府にはまだこれから、サイト特性基準、サンプリングおよび試験方法、汚染改善の緊急度を決定するためのリスクベースの意思決定モデル、並びに汚染サイトのリスト作成と浄化の包括的タイムフレームに関する明確なガイドラインを策定するという課題が残っている。多くの試験方法は広く認められた国際的慣行と著しく異なっている上に、試験コストも欧州に比べて非常に高い。EBCは、サイトアセスメントおよび試験の事業分野における競争が高まれば状況が改善されるばかりでなく、改善事業のコストを削減するというかたちで社会の役に立てるものと考えている。

廃棄物処理

日本の廃棄物処理の規制に見られる最近の変化には、1991年、1997年および2000年の廃棄物処理法の改正、1995年の容器包装リサイクル法の導入、1998年の家電リサイクル法の導入、2000年の循環型社会、建設廃材リサイクル、食物リサイクルおよびグリーン購入の促進を目的とした法律の導入、そして2002年12月に発効した新しいダイオキシン排出基準がある。日本には廃棄物処理部門を取り締まる強力な法的仕組みが存在するものの、新しいダイオキシン排出基準を満たさないたくさんの産業廃棄物焼却炉はどうなるのか、新しい法的環境が実際には不法投棄の増加につながった場合に、日本はこの「処分」方法とどう闘っていくつもりなのか、従来リサイクル率が日本では低いプラスチックなどの物質のリサイクルを進めるため、日本は財政的な支援システムを作り上げるつもりなのかなどの、重大な疑問は未解消のままにおかれている。廃棄物処理の規制の適用を廻る、これらをはじめとするあいまいな点への取り組みがなされない限り、欧州の投資家が日本における廃棄物処理事業の展望に自信を持つことはあり得ない。

水管理

1999年PFI(民間資金等活用事業)法改正、及び2002年水道法改正により、PFI/PPPスキームを適用し、民間専門業者に飲料水・廃水処理事業管理を委任することが可能になった。これらの変更にもかかわらず、水道事業市場には未だ十分な進展は見られない。今までのところ、水道事業の外部調達は、一年ごとの漸次的な下請け契約で成り立っているが、これでは民間企業の資源を十分に活用しきれず、地方の事業能力の発展を妨げることになる。PFI/PPPスキームがコスト管理およびサービスの質を著しく改善する可能性を持っていることは、欧州の経験で示されている。しかしながら、これは、事業者との包括的且つ長期の業績に基づいた契約によってのみ可能なのである。欧州企業は、PFI/PPPのベストプラクティスに精通している。EBCは、民間、公共部門の諸団体に対し、この経験をより多く利用することを奨励する。

補遺

**Blue Star Sponsors
Special Sponsors
Sponsors
Supporters
Executive Operating Board
National Chambers**

BLUE STAR SPONSORS



CHANEL

BLUE STAR SPONSORS



BLUE STAR SPONSORS



Your power to compete



BLUE STAR SPONSORS



BLUE STAR SPONSORS

Lovells
International law firm



BLUE STAR SPONSORS



Scandinavian Airlines



BLUE STAR SPONSORS



SPECIAL SPONSORS

AstraZeneca K.K.

Barclays Group

Calyon Securities

General Motors Asia Pacific (Japan) Ltd.

Givaudan Japan K.K.

Hartford Life Insurance K.K.

Hyogo Prefectural Government Business
Support Center www.hyogo-kobe.jp

Nihon SiberHegner K.K.

PCA Life Insurance Co., Ltd.

Philips Japan Ltd.

Veolia Water Japan



SPONSORS

Baring Asset Management (Japan) Ltd.

BASF Japan Ltd., BM Polymers

BNP Paribas Securities (Japan) Ltd.

British American Tobacco

Clarins K.K.

Coloplast K.K.

Dade Behring Ltd.

Danisco Japan Ltd.

Fiat Auto Japan Ltd.

Knorr-Bremse Commercial Vehicle Systems Japan Ltd.

KPMG Tax Corporation

Loyens & Loeff

SPONSORS

Nestle Japan Group

Nihon Inalfa Co., Ltd.

Siemens-Asahi Medical Technologies Ltd.

Swiss Business Hub Japan

UBS Global Asset Management (Japan) Ltd.

Volkswagen Group Japan K.K.



SUPPORTERS

ABC Enterprises Inc.	HongKong & Shanghai Banking Corp. (HSBC) Ltd.
ABN AMRO Securities (Japan) Ltd.	Intervet K.K.
Allen & Overy	Nihon L'Oréal K.K.
Austrian Airlines	Nippon Lever K.K.
Avebe Japan	Nivea-Kao Co., Ltd.
Banca D'Italia - UIC	Novo Nordisk Pharma Ltd.
Beaute Prestige International Japon (BPI)	PCA Asset Management Ltd.
Credit Suisse Life Insurance Co., Ltd.	Pictet Financial Management Consultants Co., Ltd.
DaimlerChrysler Japan Co., Ltd.	Pierre Fabre Japon Co., Ltd.
DSM Japan K.K.	PUIG Japan K.K.
Elcoteq Japan Co., Ltd.	Rittal K.K.
Embassy of Finland	Royal Danish Embassy
Embassy of Spain	Royal Netherlands Embassy
Embassy of Sweden	Sachs Automotive Japan Corp.
Embassy of Switzerland	Siemens VDO Automotive K.K.
Enterprise Ireland	Societe Generale Securities (North Pacific) Ltd.
FAG Japan Co., Ltd.	Swedish Chamber of Commerce
Falconbridge (Japan) Ltd.	Total Trading International S.A.
Fresenius Medical Care Japan K.K.	Treibacher Schleifmittel Japan K.K.
Fukuoka Foreign Investment Promotion Center	Wella Japan Co., Ltd.
Gambro K.K.	
German Chamber of Commerce	
Henkel Japan Ltd.	

EXECUTIVE OPERATING BOARD

Chairman

Richard Collasse

President and Representative Director, Chanel K.K.
Shibusawa City Place Eitai 13F
2-37-28 Eitai, Koto-ku, Tokyo 〒135-0032
Tel: 5646-5519; Fax: 5245-1725

Vice-Chairmen

Michael Otter (Austria)

Commercial Attaché, Austrian Embassy
3-13-3 Motoazabu, Minato-ku,
Tokyo 〒106-8691
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

Gerhard Schlosser (Germany)

Representative Director and President,
Henkel Japan Ltd.
2-2-8 Higashi Shinagawa, Shinagawa-ku,
Tokyo 〒140-0002
Tel: 03-5769-6404; Fax: 03-5769-6411

Duco Delgorge (Belgium/Luxembourg)

Representative and General Manager, Puratos Japan K.K.
2-2-22 Jingumae, Shibuya-ku,
Tokyo 〒150-0001
Tel: 03-5410-2322; Fax: 03-5410-2321

Maurizio Fasce (Italy)

a. hartrodt (Japan) Co., Ltd.
Toranomon Suzuki Bldg. 7F
3-20-4 Toranomon, Minato-ku, Tokyo 〒105-0001
Tel: 03-5408-3741; Fax: 03-5408-3744

Philip T Gibb (Britain)

Private Client Manager, MAGELLAN Japan
My Square Bldg. 7F
1-10-3 Azabujuan, Minato-ku, Tokyo 〒106-0045
Tel: 3769-5511; Fax: 3769-5517

Pieter Elbers (Netherlands)

General Manager for Japan & Korea,
KLM Royal Dutch Airlines
Seavans N Bldg.
1-2-1 Shibaura, Minato-ku, Tokyo 〒105-6791
Tel: 03-5419-0512; Fax: 03-5419-0511

Torben Henriksen (Denmark)

President, Mahe Japan K.K.
Yamagen Bldg. 7F, 3-10-12 Iwamoto-cho,
Chiyoda-ku, Tokyo 〒101-0032
Tel: 03-5833-8223; Fax: 03-5833-8225

Trond Varlid (Norway)

Tomra Systems Japan Asia Pacific Ltd.
1-17-6 Hamamatsu-cho, Minato-ku,
Tokyo 〒105-0013
Tel: 5472-7707; Fax: 5472-6160

Erik Ullner (Finland)

Chief Representative, Konigstedt Ltd.
Nibancho Park Forest Suite 1006
8-7 Nibancho, Chiyoda-ku, Tokyo 〒102-0084
Tel: 3512-0435; Fax: 3512-0436

Hans Porat (Sweden)

President & CEO, Gadelius K.K.
Entsuji Gadelius Bldg.
5-2-39 Akasaka, Minato-ku, Tokyo 〒107-8302
Tel: 3224-3413; Fax: 3224-3431

Michel Lachausse (France)

President, Merial Japan Ltd.
Sanno Grand Bldg. 8F
2-14-2 Nagata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo 〒100-0014
Tel: 5251-8153; Fax: 5251-8194

Andre Zimmermann (Switzerland)

Location: Switzerland
Embassy of Switzerland, 5-9-12 Minami Azabu
Minato-ku, Tokyo 〒106-8589
Tel: 3473-8386; Fax: 3474-6090

NATIONAL CHAMBERS

Austria (ABC)

President

Horst Mueller
Advisor, Hoerbiger Nippon K.K.
87-4 Honjo, Narita City, Chiba 〒286-0114
Tel: 0476-35-4011; Fax: 0476-33-0833

Representative

Ernst Laschan
Commercial Section, Austrian Embassy
3-13-3 Motoazabu, Minato-ku,
Tokyo 〒106-0046
Tel: 03-3403-1777; Fax: 03-3403-3407

Belgium/ Luxembourg (BLCCJ)

President

Vincent Pairet
Vice-President Asia, Tower Automotive Asia
1-32-10 Nakamachidai, Tsuzuki-ku
Yokohama, Kanagawa 〒224-0041
Tel: 045-943-4911; Fax: 045-943-4906

Senior Representatives

Yuka Oishi and Etienne Dubuc
Ichibancho Central Bldg 802,
22-1 Ichibancho Chiyoda-ku,
Tokyo 〒102-0082
Tel: 03-3237-9281; Fax: 03-3237-9282

Britain (BCCJ)

President

Alison Pockett
President, Magellan Tresidder Tuohy Ltd.
My Square Bldg. 7F, 2-10-3 Azabujuban
Minato-ku, Tokyo 〒106-0045
Tel: 3769-5511; Fax: 3769-5517

Executive Director

Ian De Stains
Kenkyusha Eigo Centre Bldg. 3F
1-2 Kagurazaka, Shinjuku-ku,
Tokyo 〒162-0825
Tel: 03-3267-1901; Fax: 03-3267-1903

Denmark (DCCJ)

President

Vagn Heiberg
President, Coloplast K.K.
YS Bldg. 4F, 2-11-16 Shiba Daimon,
Minato-ku, Tokyo 〒105-0012
Tel: 03-3459-6641; Fax: 03-3459-6640

Representative

Nanami Brandt
Royal Danish Embassy
29-6 Sarugaku-cho, Shibuya-ku,
Tokyo, 〒150-0033
Tel: 03-3780-8729; Fax: 03-3476-4234

Estonia (Enterprise Estonia)

Representative

Argo Kangro
Charge d' Affaires, Estonian Embassy
2-6-15 Jingumae, Shibuya-ku,
Tokyo 〒150-0001
Tel: 5412-7281; Fax: 5412-7282

Finland (FCCJ)

President

Mika Makinen
President, Elcoteq Japan Co., Ltd
Ohno-Takanawa Bldg. 4F
2-21-38 Takanawa,
Minato-ku, Tokyo 〒108-0074
Tel: 5475-6001; Fax: 5475-6005

Executive Director

Clas G. Bystedt
Setagaya Tsurumaki Heim 203
2-33-20 Tsurumaki, Setagaya-ku,
Tokyo 〒154-0016
Tel: 03-5450-7207; Fax: 03-5450-7208

France (CCIFJ)

President

Hubert de Mestier
Director General
Total Trading International S.A.
Akasaka Shasta-East 8F
4-2-19 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 〒107-0052
Tel: 03-5562-5210; Fax: 03-5562-5315

Executive Director

Luc Drevet
Ida Bldg., 5-5 Rokubancho,
Chiyoda-ku, Tokyo 〒102-0085
Tel: 03-3288-9621; Fax: 03-3288-9558

NATIONAL CHAMBERS

Germany (DIHKJ)

President

Peter Baron
Chairman, HVB Capital Asia Ltd.
Otemachi 1st Square East Tower 18F
1-5-1 Otemachi, Chiyoda-ku,
Tokyo 〒100-0004
Tel: 03-3285-0055; Fax: 03-3285-1338

Executive Director

Manfred Hoffmann
Sanbancho KS Bldg. 5F
Sanbancho, 2 banchi,
Chiyoda-ku,
Tokyo 〒102-0075
Tel: 03-5276-9811; Fax: 03-5276-8733

Greece (Hellenic Foreign Trade Board)

Representative

Athanassios Karapetsas
Commercial Counsellor
Economic & Trade Affairs Office
Embassy of Greece
3-16-30 Nishi-Azabu, Minato-ku,
Tokyo 〒106-0031
Tel: 03-3404-5843; 03-3404-5845

Iceland (ILCCJ)

Representative

Eythor Eyjolfsson
General Manager, Icelandair
3-20-8 Naka-Meguro, Meguro-ku
Tokyo 〒153-0061
Tel: 03-3719-9340; Fax: 03-3719-9341

Ireland (Enterprise Ireland)

Director

Anne Lanigan
Ireland House 1F
2-10-7 Kojimachi, Chiyoda-ku,
Tokyo 〒102-0083
Tel: 03-5470-4146; Fax: 03-5470-4286

Italy (ICCJ)

President

Romano Mazzuco
President, R&M Japan Co.
Kaname Bldg. 3F, 1-4-20 Minami Azabu
Minato-ku, Tokyo 〒106-0047
Tel: 5765-8080; Fax: 3798-4095

Executive Secretary General

Claudia Biasin
Enokizaka Bldg. 3F
1-12-12 Akasaka, Minato-ku,
Tokyo 〒107-0052
Tel: 03-3560-1100; Fax: 3560-1105

Netherlands (NCCJ)

President

Johan de Wit
President and CEO,
ING Life Insurance Company Ltd.
New Otani Garden Court 26F
4-1 Kioi-cho, Chiyoda-ku,
Tokyo 〒102-0094
Tel: 5210-0300; Fax: 5210-0431

Executive Director

Jolanda Blomjous
Sakura-kan #D,
2-25-28 Shinmachi
Setagaya-ku, Tokyo 〒154-0014
Tel: 3706-7492; Fax: 3706-7493

NATIONAL CHAMBERS

Norway (NWCCJ)

President

Trond Varlid
Tomra Systems Japan Asia Pacific Ltd.
1-17-6 Hamamatsu-cho,
Minato-ku, Tokyo 〒105-0013
Tel: 5472-7707; Fax: 5472-6160

Representative

Eline Leivestad Ekker
c/o Royal Norwegian Embassy
5-12-2 Minami Azabu, Minato-ku
Tokyo 〒106-0047
Tel: 03-3440-2611; Fax: 03-3440-2719

Portugal (ICEP)

Director

Jose Fernandes
Commercial Counsellor
Embassy of Portugal
Sanbancho Annex Bldg. 502
1-4 Sanbancho, Chiyoda-ku,
Tokyo 〒102-0075
Tel: 03-3511-2851; Fax: 03-3511-2857

Spain (Spanish Institute of Foreign Trade)

Representative

Ernesto Gimenez-Burgos
Commercial Attache
Economic & Commercial Office
Embassy of Spain
Sanbancho KS Bldg. 3F
2 Sanbancho, Chiyoda-ku,
Tokyo 〒102-0075
Tel: 03- 3222-3555; Fax: 03-3222-3550

Sweden (SCCJ)

President

Tommy Kullberg
President, IKEA Japan
Hiroo Alpha Bldg. 3F
4-5-48 Minami-Azabu,
Minato-ku, Tokyo 〒106-0047
Tel: 5449-1518; Fax:5449-1517

General Manager

Taiko Nakazato
Kioicho Fukudaya Bldg.
6-12 Kioicho, Chiyoda-ku,
Tokyo 〒102-0094
Tel: 03-5211-2101; Fax: 03-5211-2102

Switzerland (SCCIJ)

President

Charles Ochsner
Attorney-at-Law, Tokyo Resident Partner
Python Schifferli Peter & Partners
2-17-8 Nagatacho, Chiyoda-ku,
Tokyo 〒100-0014
Tel: 03-3503-4007; Fax: 03-3503-4077

Executive Director

Kiyoko Harris
Toranomom No.2 WAIKO Bldg. 3F
5-2-6 Toranomom, Minato-ku,
Tokyo 〒105-0005
Tel: 03-5408-7569; Fax: 03-3433-6066

欧州ビジネス協会

〒102-0075 東京都千代田区三番町 6-7 三番町 POULA ビル 2F

電話：03(3263)6222 Fax：03-3263-6223

E-mail: ebc@gol.com ホームページ：<http://www.ebc-jp.com>